

[資 料]

昭和22年までに制定された法律の法令名について

——題名と件名を区別して——

横 田 直 和

目 次

- 1 はじめに
 - 2 題名が付されない場合の従前の取扱い
 - (1) 一時的な事象を処理するためのもの
 - (2) 内容の比較的重要でないもの
 - (3) 簡単な名称を付けることが難しいもの
 - 3 題名における用字・表現
 - 4 おわりに
- 別表 昭和22年までの題名法・件名法一覧（明治23年以降の一部改正法、廃止法等を除く）

1 はじめに

法令を正確に引用する際は、その法令名と法令番号によるのが通例となっており、例えば令和2年に最初に公布された法律については、「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第1号）」と表記されることになる。

この「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」との法令名（法律名）は、「法律第一号」との法律番号から始まる当該法律自体に記載されている固有の名称であって、一般に「題名」と呼ばれている。

しかし、この法律は地方交付税法（昭和25年法律第211号）及び「特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）」をそれぞれ改正するためのものであって、この改正を行う際はいわゆる「溶け込み方式」によっているため、地方交付税法などにおける具体的な規定が新たな内容のものになった後は特に参照されることもない。このため、昭和23年中頃までの取扱い（法制執務ないし立法技術）においては、このような既存の法令の一部を改正する法令には題名が付されないこととされていた¹⁾。そして、その一部を改

1) 昭和23年4月、法務庁（戦前の法制局、現在の内閣法制局）により、一部改正法令を含め新規の法令のすべてに題名を付すこととされている（内閣法制局百年史）

昭和22年までに制定された法律の法令名について

正する法令において経過措置規定が設けられているなど当該法令を引用して表記する必要がある場合は、法令番号によることとされているが、法令番号だけではどのような事項を規定した法令であるかが把握できないため、当該法令の公布文などにおける表現を借用した法令名によることがあり、このような法令名については「件名」と呼ばれている²⁾。

これまでに制定された法律については、そのすべての法令名につき題名か件名かの区別をすることができるはずであるが、その法令名が題名か件名かに議論があるものとして、一般に「独占禁止法」と略称される「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」がある（なお、本稿においては、題名のある法律を「題名法」、題名のない法律を「件名法」という。）。

独占禁止法は目次も設けられている章建ての法律であって、当時の目次が設けられている法律の場合と同様に法令名に「目次」との語句を加えた「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律目次」との見出しが目次の前に設けられているものの、目次の次に必ず置かれる法令名（題名）が付されていないなど、その法令名の取扱いはかなり異例なものとなっている。

独占禁止法については、これを件名法とする見解が多いが、例えば林修三・元内閣法制局長官が最終的には題名法とされるなど、これを題名法とする見解もある³⁾。筆者も

〳編集委員会編『内閣法制局百年史』（昭和60年）146頁）。

2) 例えば、昭和23年5月1日付けの官報においては、昭和23年法律第31号について「検察庁法の一部を改正する法律をここに公布する。」との公布文が付されていることから、題名が付されていない同法の件名は「検察庁法の一部を改正する法律」とされるのが通常である。一方、この官報で同日に公布された昭和23年法律第32号では「法律第三十二号」との法律番号の次に「地方自治法の一部を改正する法律」との題名が付されており、同法以降の法律については、法律案の国会提出時期との関係などから一部の例外を除き、すべて題名が付されるようになっていく。また、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）など昭和23年末以降の法律における目次の取扱い（記載箇所及び見出しの表現）については、現在と同じものとなっている。

なお、本稿においては、法令名の場合を除き原則として算用数字を使用し、法令番号について「昭28法54」などと略記することがある。

3) 林・元長官の見解については、林『法令作成の常識』（第2版、日本評論社・昭和50年）57頁。また、商工省職員として独占禁止法案の法制局審査の初期に参加された吉国一郎・元内閣法制局長官も題名法とされていると考えられる（高瀬恒一ほか監修『独占禁止政策苦難時代の回顧録』（公正取引協会・平成13年）84頁）。なお、林・元長官の見解の変遷などを含め、独占禁止法の法令名に係る学説等の概要に〳

独占禁止法を題名法と考えているが、その帝国議会提出案の作成過程を「国立公文書館デジタルアーカイブス」の資料などを用いて検討することにより、同法が米国による戦後の我が国経済の民主化政策の一環として制定されたとの事情から法令名の取扱いが異例なものとなったとの私見を取りまとめたところである⁴⁾。また、戦前においては題名に仮名が使用されたものはほとんどなく、仮名を使用せずに全ての法律につきその内容に即した題名を付すことは難しかったところ、法令名に仮名が使用された独占禁止法が周知されるようになったことから、まず議員立法において題名に仮名が使用されるようになり⁵⁾、これが閣法における取扱いにも広がって全ての法令に題名が付されるようになったのではないかとしたところである。

独占禁止法は既存の法令の一部を改正するもの（本稿では、既存の法律の一部を改正する法律を「一部改正法」という。）でないことは明らかであるが、一般的な理解では、一部改正法でない場合であっても、一時的な事情を処理するためのもの、内容が比較的重要でないものなどである場合は題名が付されないとされていたことから、独占禁止法が題名法か件名法かの検討を行う前提として、一部改正法以外の過去の立法につき、この一般的理解に基づき題名法と件名法に区分できるかにつき検討を行うこととした。

そして、この検討の過程において、まず、独占禁止法の制定時までに公布された法律につき、題名の有無や（法律の条数は当該法律の重要度と関係するはずとの考えに基づき）条数などを整理している。

私見によれば、独占禁止法の法令名の取扱いについては、この一般的理解と関係がないものであったが、過去の法令名の状況を踏まえると、この一般的な理解が妥当であるかにも疑問がある。

ㄨ ついては、後記注4の拙稿141頁以下参照。

4) 拙稿「独占禁止法の法令名は件名か——昭和20年代までの立法事情等を踏まえて」白鷗法学第26巻1号（令和元年）135頁（<http://id.nii.ac.jp/1510/00002616/>）。ちなみに、目次の問題にも言及して、私見と同様に米国の戦後占領政策との関係で独占禁止法の法令名につき言及されたものとして、斎藤雅俊弁護士のプロク『Bureau de Saito, Avocat』平成26年2月2日記事「題名のないはなし」（<http://donttreasonme.blog.jp/archives/2986694.html>）がある。

5) 例えば、独占禁止法案が提出された昭和22年の帝国議会には議員立法により2つの件名法案が提出され、これら3法案の衆議院における審議（第一読会）は同じ日に行われているが、議員立法による2法（昭22法80，同81）については、その後の国会における議員立法（昭22法161，同96）により同年中に件名と同一ないしほぼ同一の題名が付されている。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

現在では、国立国会図書館によりデータベースが構築されるなど情報化が進んでいることもあって、過去の立法につき題名法か件名法かを把握することが容易になっているものの、これを一覧表の形で整理することにもそれなりに意味があるのではないかと考え、昭和22年までに公布された法律（なお、「法律」との形式の法令が制定された明治19年から同22年まではすべての法律、明治23年以降は一部改正法、既存の法律の廃止法などを除く。）の法令名を別表のとおり整理している⁶⁾。

また、この整理結果を踏まえ、題名が付されない場合の従前の説明が妥当かにつき、題名における用字や表現の問題も含め、検討を行っている。

2 題名が付されない場合の従前の取扱い

戦前においても主要な法令には題名が付されるのが一般的であったが、どのような法令に題名が付されなかったかについて、昭和25年に刊行された内閣法制局関係者による解説書⁷⁾においては、①既存の法令の一部を改正する法令、②一時的な事象を処理するために制定される法令、③内容の比較的重要でない法令、④簡単な名称を付けることが難しい法令等であるとされており、その後の解説書においても同様の説明がなされている。

このうち、①の一部改正法の取扱いについては問題なく⁸⁾、また、既存の法律を廃止する法律の場合も一部改正法と同様の事情から件名法とされていると考えられるので、これらにつき特に検討を行う必要はない。

6) この別表を作成するに当たっては、国立国会図書館の「日本法令索引」(<https://hourei.ndl.go.jp/#/>)並びにデジタルコレクション「官報検索」(拙稿(注5)作成時。<https://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/searchSeite.do>)及び「官報-国立国会図書館デジタルコレクション」(本稿作成時。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2964146>)を使用した。

7) 佐藤達夫編『法制執務提要—法令の立案・制定・実施—』(学陽書房・昭和25年)135頁。なお、法制局保管資料が戦災により焼失したほか、法務庁(昭和24年6月からは法務府)発足時にGHQの指示により当時の法制局参事官のほとんどが他に転出したこともあって、同書の記載が戦前の法制執務の状況をどの程度正確に反映していたかには疑問もある。

8) なお、一部改正法のうち例外的に題名が付されているものとして、特別輸出港規則追加(明23法107。特別輸出港規則(明22法20)の対象港を追加するもの)があるが、日本法令索引では「特別輸出港規則中追加ノ件」として件名法的な見出しが付されている(令和2年8月現在)。

そして、この②～④について、そのような観点からの取扱いが妥当かにつき、検討を行うと、次のように考えられる。

(1) 一時的な事象を処理するためのもの

このような観点から題名法とする必要がないものとしては、例えば、ある特定の時期のみに適用されるような法律が考えられる。

そして、特定の年度のみに係る法律は、そのほとんどが件名法となっているようであり、例えば、昭和8年度以降、歳入不足に対応して公債を発行するための法律（昭和8年度では昭8法3、同23）が制定されているが、そのいずれもが件名法となっている。

また、法令名に「臨時」との語句が含まれる法律も一時的な事象に対応するものと考え得る。しかし、独占禁止法制定前の法律でこれに該当するものは69法であって、うち38法が件名法で31法が題名法となっているので、「臨時」との文言だけでは判断できず、法律の内容も踏まえる必要があると考えられる。

(2) 内容の比較的重要でないもの

特定の法律の内容が重要であるか否かを判断するには、その規定内容を十分に踏まえる必要があるが、重要な事項につき簡単に規定することは困難であるとする、条数の少ない法律については、その内容が比較的重要でないとすることも可能であろう。

このような観点からは件名法については一般に条数が少ないと考えられるところ、独占禁止法制定前の件名法で本則が10条以上のものは、法律の改廃等に伴う一括整理法を含めても21法となっており⁹⁾、そのような評価も一応は妥当なものと考えられる。

一方、条数が少ないにもかかわらず題名が付されているものについては、その内容が比較的重要であると考えられることになる。

そして、特に本則の条数が少ない独占禁止法制定前の題名法を挙げると以下のとおりとなり、これらのほとんどは政府の会計処理や公債発行の根拠となるものであったり、違反者に対し刑事罰が科されるものなど、法律に基づき具体的な処理が行われた場合に、

9) 明23法11, 明38法66, 明39法56, 明40法11, 明42法22, 明43法48, 明45法13, 大12法35, 大13法14, 大15法24, 昭6法40, 昭11法37, 昭12法73, 昭14法67, 同68, 昭15法59, 昭16法35, 昭20法40, 昭22法8, 同16及び同21であり、その中には、その本則各条で他の法律の一部を改正するもの（例えば昭15法59）など、実質的には一部改正法とみられるものも多くなっている。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

その根拠規定を明示するのが適当なものに係るものとなっている¹⁰⁾。

[本則が1条のもの]

- ① 特別輸出港規則追加 (明23法107), ② 陸海軍二属スル臨時事件費特別会計法 (明37法2), ③ 沖縄県滞納旧租延納法 (明37法13), ④ 朝鮮事業公債法 (明44法18), ⑤ 大正三年臨時事件ニ関スル臨時軍事費特別会計法 (大3法42), ⑥ 日本銀行納付金法 (昭7法10), ⑦ 戦時行政特例法 (昭18法75), ⑧ 許可認可等臨時措置法 (昭18法76), ⑨ 鉄道敷設法戦時特例 (昭19法27), ⑩ 厚生年金保険法及び船員保険法特例 (昭21法48)

[本則が2条のもの]

- ⑪ 臨時軍事費特別会計法 (明27法24), ⑫ 台湾総督府特別会計法 (明30法2), ⑬ 宅地組換法 (明32法62), ⑭ 裁判所及台湾総督府法院共助法 (明33法83), ⑮ 沓職法 (明34法37), ⑯ 輸入原料砂糖戻税法 (明35法33), ⑰ 輸出菓子糖果原料砂糖戻税法 (明42法18), ⑱ 電話事業公債法 (大6法11), ⑲ 樺太事業公債法 (大7法21), ⑳ 電信事業公債法 (大9法42), ㉑ 道路公債法 (大9法59), ㉒ 台湾事業公債法 (大11法13), ㉓ 関東州事業公債法 (大11法15), ㉔ 震災善後公債法 (大12法56), ㉕ 朝鮮事業公債法 (昭2法11), ㉖ 臨時軍事費特別会計法 (昭12法85)

また、法令名に「重要」との語句が含まれるものは、その内容についても比較的重要なものと想定されるので、一般的には題名法とされるものと考えられる。

そして、法令名に「重要」との語句が含まれるものは次の10法であって、④及び⑤以外は題名法となっている。

- ① 重要輸出品同業組合法 (明30法47), ② 重要物産同業組合法 (明33法35), ③ 重要輸出品工業組合法 (大14法28), ④ 重要産業ノ統制ニ関スル法律 (昭6法40), ⑤ 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律 (昭8法43), ⑥ 重要輸出品取締法 (昭11法26), ⑦ 重要肥料業統制法 (昭11法30), ⑧ 重要鉍物増産法 (昭13法35), ⑨ 重要機械製造事業法 (昭16法86), ⑩ 重要物資管理営団法 (昭17法69)

このうち、①, ②, ③及び⑩の法律については、同業組合などの法人を設ける根拠法

10) これらの法律のうち、一部改正法の例外的題名法 (①), 司法手続に係る特別法 (⑭) 以外のもは、会計や税金などの金銭に係るもの、罰則を伴う取締法、戦時における特別措置法となっている。

となるものであって、法人格の付与に慎重であった時代にこのような根拠法を設けること自体が法制度的に重要と評価され得るので、そのような法人が行う事業についても重要なものと評価されていると考えられる¹¹⁾。

そして、刑事罰を伴う取締法規である⑥を別とすると、戦前の経済関係法規の中で最も重要な産業統制立法と評価することも可能な「重要産業ノ統制ニ関スル法律」が件名法であって、産業の一分野のみを対象とする重要肥料業統制法や重要鉱物増産法が題名法となっていることについては、法律内容の重要性との対応が採れていないのではないかと思われる。

ところで、法令に題名を付す場合は、その題名から内容を一応推察させる必要があるとされているところ¹²⁾、例えば、⑥に関し何が「重要輸出品」に当たるかについては、通常は輸出金額や輸出による利益が大きい物品といったものになり、⑦に関し何が「重要肥料業」に当たるかは、窒素、リン酸、カリなどを含有する化学肥料の製造業が該当し得るといったことは、一般人であってもかなり容易に想定できると考えられる。これに対し、何が「重要産業」に当たるかについては論者により評価が分かれる可能性があり、この点については⑤の何が「重要美術品」に当たるかを評価する際に更に問題となると考えられる。

そして、「〇〇法」と「〇〇ニ関スル法律」との法令名における表現と規制対象の広狭についてみると、前者では規制対象が「〇〇」に含まれるものである必要があるのに対し、後者では規制対象が「〇〇」と相応の関連性があれば足りると解する余地があり得よう。そして、上記の各法律の対象となる産業や物品については、具体的には勅令や主務大臣などにより指定されることになるが、このように解するのであれば、指定の対象となり得る範囲が題名法の場合より件名法のほうが広いものと考えられる。

11) ③の重要輸出品工業組合法については、昭和6年の改正により題名が「工業組合法」に改められている。しかし、組合員の資格は「重要工業品」（改正前は「重要輸出品」）の製造業者であるとして「重要」との語句が維持されていることから、このような評価ができると考えられる。

12) 題名の付け方について、例えば、法制執務研究会編『新訂ワークブック法制執務（第2版）』（ぎょうせい・平成30年）では、「新たに制定される法令の題名については、それがその法令の固有のものであることから呼びやすさという要請と、その題名から内容を一応推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請とがある。」（147頁）とされている。なお、この2つの要請が矛盾背反する場合は、一般的には、なるべく簡潔な表現をとる方に重点を置いて考えるべきとされている（同頁）。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

このような理解が正しいとすると、重要産業統制法などが件名法となっているのは、内容が比較的重要なものといえないからではなく、題名に求められる規制対象の特定性に問題があったためであると考えられる。

(3) 簡単な名称を付けることが難しいもの

題名については、法律の内容を推測できるようなものであっても、なるべく簡潔な表現とするものとされており、戦前における最も長い題名法は府県立師範学校長俸給並公立学校職員退職料及遺族扶助法（明23法91）であって、その文字数は26字となっている¹³⁾。

戦前の題名については、原則として漢字のみが使用されるので¹⁴⁾、そもそも漢字のみで法律の内容を反映した法令名を付けるのは難しいと考えられるが、簡単な名称を付けるのが難しいとの点が実際にどの程度重視されていたかには疑問もある。

すなわち、新たに制定する法律に題名を付すのが適当とする政策的ないし実質的な判断がなされる場合に、短い題名を付すのが難しいといった技術的な理由により当該判断

13) 漢字表現のみの件名法として中央備荒儲蓄金預金局預金郵便貯金預所貯金郵便為替金特別会計（明23法21）があり、日本法令索引においては「～特別会計ニ関スル法律」として一般的な件名法表記を用いている。しかし、同法は中央備荒儲蓄金等つき一般の歳入歳出と区別して処理することを求める会計法規であるので、通常は「～特別会計法」（30字）との題名が付されるものと考えられる。

14) 題名に仮名は使用できないとする規定等はないようであるが、「トラホーム」などの固有名詞を使用しているものを含めても、独占禁止法制定前の法律で題名に仮名が使用されているものは14法にすぎない（明23法104、明28法4、明32法68、明37法2、明38法63、明39法46、大3法42、大8法27、昭12法32、同39、昭13法70、昭20法25による改正後の昭15法104、昭21法48及び昭22法39。なお、拙稿（前記注4）156頁で昭和20年までで「10法」としたのは「12法」の誤り）。

ちなみに、筆者が官庁勤務時に実際に法令文を起案したことがあるのは昭和50年代のみであるが、「分かりやすさ」も重視される現在と異なり、当時の法令文の作成実務においては、特に文書などで明示されていなかったものの「正しく、美しい」条文を書くことが求められている。この条文が「美しい」とは「格調高く、短い」ということであり、戦前における法制執務において特に格調の高い表現が求められたとすると、題名に仮名を使用しないことが当然視されていたと思われる。なお、「短い」表現とすることが重視されていたことに関しては、農林水産省出向時に筆者が起案を担当した政令の一部改正案について、他課からの意見を踏まえて行われた省内の法令審査時に、他案との文字数を比較した上で、より文字数の少ない原案どおりとされたことがある。

を否定してよいとすることは、社会を混乱させかねないものであって、一般の行政であつても認められないと思われる。

そして、戦前からの法律で題名が短いものとして「民法」、「商法」、「刑法」といったものがあるが、これらのうち、(現在だけでなく制定当時の)一般人から見てその内容がある程度想像できるのは刑法だけのように思われる。

これらの法律の題名は、その立案過程でその内容を分かりやすく示すために付されたのではなく、明治維新後に不平等条約の改定を実現するため欧米の法典を参考に当該法分野における法典を整備する必要があつたことによるものと考えられ、いわば最初から題名が決まっていたものとして、一般の法律の題名を付す際の参考になるものではないかもしれない。

しかし、これらの法律の内容が国民生活に密接なものであり、人々が社会で生活していく上で、これを把握し、理解せざるを得ないため、これらの法律は一般人にとつても馴染みがあり、よく知られるものとなつていることを踏まえると、簡単な名称が付けられるかどうかは、題名法とするか件名法とするかにあまり関係がない(題名を付す必要があると判断されるのであれば、他との区別ができる名称で足りる)と考えられる¹⁵⁾。

3 題名における用字・表現

(1) 戦前における一般的状況

戦前における法令文は、江戸時代のひらがな交じりの比較的読みやすい文体のものからカタカナ交じりの漢文体のものに変化するとともに¹⁶⁾、明治19年(1886年)の公文

15) なお、林修三『例解法令技術』(学陽書房・昭和30年)は、「民法、商法などという題名は、内容から考えればまことに不親切なものであり、制定当時は、その題名から内容を推察することも困難であつたかも知れないが、数十年間の慣れによつて、現在ではだれもこれを不思議とは思わないようになっている。しかし、こういう題名のつけ方は、いかに簡潔性を重視するといつても、新制定法令の題名のつけ方としてはあまり推奨できない。」(33頁)としている。

ちなみに、戦前の他の法律で題名が2文字のものとして、市制(明21法1, 明44法68。昭22法67で廃止)、郡制(明23法36, 明32法65。大10法63で廃止)及び法例(明23法97, 明31法10)があり、題名からは内容が想定しにくい「法例」については、全部改正されて「法の適用に関する通則法(平成18年法律第78号)」となっている。

16) 内田貴『法学の誕生—近代日本にとって「法」とは何であつたか』(筑摩書房・平成30年)253頁。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

式（明治19年勅令第1号）により、法令の形式は法律、勅令、閣令及び省令に統一されている¹⁷⁾。

憲法を除き法体系における最上位の法規である「法律」との用語は、公文式制定前の太政官布告等でも使用されており、公文式制定後に制定された大日本帝国憲法（明治22年制定）においても用いられている。

現在の法令名における「法律」との用語は、例えば独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）など個別の法律の名称として使用されるだけでなく、憲法を除く最上位の法令（法形式）であることを示す意味でも用いられている。しかし、戦前においては、「法律」との用語は主としてこの後者の意味だけに使用されてきたと考えられる。

まず、公文式制定前の法令の形式のうち法律に相当するものは、主として太政官布告であり、その太政官布告の法令名（題名や件名のほか、法令の本文のみが記載されたものについては、当該本文での表現を含む。）として用いられる表現としては、「○○法」、「○○規則」、「○○令」、「○○條例」など様々なものがあり、法令の本文のみが記載さ

17) 公文式は明治19年2月26日付け官報で公布されており（公布日は同月24日）、その公布文及び「法律」に係る規定は次のとおりである。

朕法律命令ノ格式ヲ制定スルノ必要ヲ認め茲ニ公文式ヲ公布セシム

勅令第一号

公文式

第一 法律命令

第一条 法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス

法律ノ元老院ノ議ヲ経ルコトヲ要スルモノ旧ニ依ル

第二条 法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ総テ内閣総理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ

第三条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣之ニ副署シ年月日ヲ記入ス其各省主任ノ事務ニ属スルモノハ内閣総理大臣及主任大臣之ニ副署ス

第四条 内閣総理大臣及各省大臣ハ法律勅令ノ範囲内ニ於テ其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧秩序ヲ保持スル為ニ閣令又ハ省令ヲ発スルコトヲ得

第二 布告

第十条 凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ官報各府県庁到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス但各府県庁到達日数ハ明治十六年五月二十六日第十号布達ニ依ル

第三 印璽

第十五条 法律勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐ス

れたものでは「法律」との用語が用いられたものもある¹⁸⁾。

公公式制定前の太政官布告における法令名（同前）を内閣官報局『自慶応三年十月至明治十七年十二月（イロハ別索引）法令全書』（明治25年）によりみると、「法律」との用語が用いられている太政官布告は5つであり、その最初の明治6年第92号布告は次のとおりであって、「法律」との用語は「法律」に該当する法令全体での意味で使用されている¹⁹⁾。

金穀貸付ノ証文中ニ相当ノ利息又ハ利息トノミ記載致シ候者等間々有之裁判上不都合ニ候條今後右様ノ類法律上ノ利息ハ金高一ケ年ニ付利息百分ノ六ニ定メ裁判致シ候條此旨可相心得事

ちなみに、この布告は明治10年第66号布告（利息制限法）で廃止されているが、この利息制限法（件名）においても、例えば「凡ソ金銀賃借上ノ利息ヲ分テ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス」（第1条）として同様の意味で「法律」との用語が用いられている。

また、公公式制定以降の戦前の法令の用字についてみると、法律の題名においては基本的には漢字のみが用いられていたところ、漢字のみの題名で「法律」との用語が用いられているものはない。そして、題名に仮名が使用されている法律（以下「かな交じり題名法」という。）を含めても、議員立法による「私設鉄道株式会社ニ関スル法律（明治28年法律第4号）」があるだけである。

一方、公布文における件名の表記においては、例えば、一部改正法につき「〇〇法改正法律」、全部改正法につき「〇〇法改正法律」と表記されるほか、「〇〇ニ関スル法

18) 太政官布告による具体的な法令名（題名ないし件名に相当するもの）が「〇〇法」などとされ、「〇〇布告」といった表現が用いられていないのであれば、公公式の制定時には、その後の具体的な法令名に「法律」との用語が使用されることは想定されていなかったと考えられる。

19) 他の太政官布告は、明治14年第72号布告、同第73号布告、明治15年第9号布告及び同第37号布告であり、いずれの布告においても「法律」に該当する法令全体での意味で使用されている。また、太政官布告の下位の布告として、太政官や各省による「布達」や「達」があるが、『（イロハ別索引）法令全書』で検索可能なものについては、それらの「法律」の用法は太政官布告の場合と同様である。

なお、現在もその一部が有効であるとして、その第3条以下が総務省「e-Gov法令検索」にも収録されている裁判事務心得（明治8年第103号布告）においても、「各裁判所ハ民事刑事共法律ニ従ヒ遅滞ナク裁判スヘシ」（第1条）、「民事ノ裁判ニ成文ノ法律ナキモノハ慣習ニ依リ」（第3条）として、一般的な意味で「法律」との用語が用いられている。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

律」など、ほとんどの件名で「法律」との用語が用いられている。

なお、国立国会図書館「リサーチ・ナビ」による明治初期の法令形式の変遷によれば、太政官発令に係る「布告」と諸省発令に係る「布達」との区別を行った太政官職制並事務章程（明治4年7月29日・太政官）により制定された正院事務章程においては、「法律」ではなく「条例」との用語のみが用いられているのに対し、これを改定した太政官職制並正院事務章程（明治6年5月2日・太政官達）による正院事務章程においては、立法事務の特権が正院にあることを明示するとともに、「条例」のほか「法律」との用語も用いられている²⁰⁾。明治6年には上記の明治6年第92号布告も制定されており、「法律」との用語が一般化したのは明治6年ころと思われる。

(2) 私設鉄道株式会社ニ関スル法律に係る立法事情

戦前のかな交じり題名法で題名に「法律」との用語が含まれているものは、議員立法により制定された「私設鉄道株式会社ニ関スル法律」²¹⁾のみであり、その衆議院提出案にも題名が付されている²²⁾。

20) リサーチ・ナビ「明治前期の法令の調べ方」(https://navi.ndl.go.jp/research_guide/entry/meiji-hourei.php) 及び同調べ方のリンク先の国立国会図書館デジタルコレクション参照。

そして、明治4年制定の正院事務章程においては「凡全国一般ニ布告スル制度條例ニ係ル事件及ヒ勅旨特例等ノ事件ハ太政官ヨリ之ヲ発令ス」(下線は引用者。以下同)とされているのに対し、明治6年に改定された正院事務章程においては、正院につき、「凡ソ帝国一般ニ布告スル制度條例及ヒ勅旨特例ノ事件ハ太政大臣ノ名ヲ以テ本院ヨリ之ヲ発令ス」とする一方、「凡ソ立法ノ事務ハ本院ノ特権ニシテ」とした上で、その専掌する事務として「第二欸 諸制度諸法律及諸規則ヲ草案シ之ヲ議決スル事」が挙げられている。

21) 同法は、私企業が鉄道を敷設するには多額の資金が必要となるため、その資本金額は著しく高額なものとなるどころ、一般の株式会社の場合と同様に株式の4分の1の払込みがなされなければ登記や営業が開始できないのは適当ではないとして、これを10分の1に緩和するものである。

22) 第8回帝國議會衆議院議事速記録第8号(明治28年1月15日付け官報号外)111頁における法律案に係る記載は、次のとおり。

○議長(楠木正隆君)(前略)次ハ第八ニ移リマス —— 三崎亀之助君

第八 私設鉄道株式会社ニ関スル法律案

第一読会

(三崎亀之助君外十二名提出)

○議長(楠木正隆君) 朗読ハ省略致シマス

↗

衆議院における第一読会においては特別委員会を設けて審議をすることとされ、委員会における審議結果が第一読会の続きとして衆議院に報告されている²³⁾。そして、委員会からの報告書により法律案の修正が提案されているが、この報告書に記載された法律案には題名が付されていなかったことから、報告者から出席者に対し題名を追加して理解されるよう要請がなされている²⁴⁾。

この要請及び条文修正に係る説明が行われ第一読会で法律案の審議がなされた後、第二読会及び第三読会が開催され、衆議院で法律案が可決されている。この第二読会及び第三読会に係る議事録についても第一読会と同日の官報に掲載されているが、両会の議事録における法案の記載においては題名が付されていないものとなっている。

衆議院で可決された法律案が貴族院に送付されて成立しているが、貴族院議事速記録に記載された法律案においては、題名が付される位置に法律案名が記載されており、通常の題名法の場合と異なっている²⁵⁾。しかし、公布時の官報においては題名法として

〔左ノ議案ハ朗読ヲ経ザルモ参照ノタメ茲ニ掲載ス〕

私設鉄道株式会社ニ関スル法律

第一条 私設鉄道株式会社ニ限り各株式ニ付十分ノ一以上ノ払込ヲ為シタルトキハ営業ヲ開始スル為メ会社設立ノ登記ヲ受クルコトヲ得 (第二条・略)

第三条 此法律ハ営業開始以外ノ事項ニ関スル商法ノ規定ヲ妨ケス (附則・略)

23) 帝国議会では本会議を中心として議案の審議が行われており、必要な場合に委員会が設けられている。そして、本会議での審議は、原則として第一読会から第三読会までの3読会制が採用されている。

24) この特別委員会の審議結果に係る第8回帝国議会衆議院議事速記録第14号(明治28年1月22日付け官報号外)203頁の記載は、次のとおりである。

○立石岐君(九十五番) 諸君、私設鉄道株式会社ニ関スル法律案審査特別委員会ノ経過及結果ヲ報告致シマス、(中略)唯今諸君ノ御手元ニ回ッテ居リマス所ノ報告ノ通ニ修正ヲ致シマシタノデゴザイマス、御手元ニ回ッテ居リマス此報告書ニ、本文——本文バカリヲ書キマシテ原案ニ「私設鉄道株式会社ニ関スル法律」トゴザイマス、此文字ヲ脱漏致シマシテゴザイマス、是ハ矢張原案ニアリマシタ通ニ存シテ居ルモノデゴザイマスカラ、ドウゾ御加ヘ下サルヨウニ願ヒマス、(後略)

25) 明治28年1月26日付け第8回帝国議会貴族院議事速記録第12号117頁における衆議院から貴族院への法案提出書の記載は、次のとおり。なお、通常の題名法の場合には、第1条の前に置かれる題名の記載には「案」を付けないこととなっており、例えば同時期に審議・公布された臨時海軍軍法会議法(明28法5)の場合でも、衆議院から貴族院への提出書における題名に「案」は付されていない(明治28年2月ノ

昭和22年までに制定された法律の法令名について

題名が付されているので、貴族院においても題名法として審議・可決がなされたことになる。

帝国議会には議院法制局などが設けられていなかったため、議院事務局のほか内閣に置かれた法制局も法案の審査を担当していたとされているところ、審議過程における題名の取扱いが通常の場合と異なるのは、法制局や議院事務局が「〇〇ニ関スル法律」との表現は題名に使用されないとしていたとしても、天皇の立法権を協賛する議会側の意見を尊重せざるを得ないためであると考えられる。

なお、同法は政府提案による私設鉄道法（明33法64）の制定に伴い廃止されているが、この廃止を規定した条文において、同法の引用方法は件名法のものとなっている²⁶⁾。

4 おわりに

題名は、法律に固有の名称であり、人々の氏名・名前に相当するものである。

人々に名前があるのは、社会生活や家庭生活の中で他から区別して特定するためであり、社会生活の中で特定個人につき他と区別する必要がなければ特に名前を付す必要はない。

法律についても、その制定後の社会生活の中で具体的な事案や問題を処理するに当たり、当該法律の規定を踏まえた処理を行ったことを明示する必要がある（このことが題名を付すか否かの唯一の基準であり、従前の題名に係る取扱いはこれを当然の前提としているものであろう。）、当該法律に題名を付すことが便利であり、2(2)のように条文数の少ない法律に会計関係法などが多いのは、このような事情を反映するものと考えられる。

ㄨ13日付け第8回帝国議会貴族院速記録第23号289頁)。

一 私設鉄道株式会社ニ関スル法律案
右憲法第三十八条ニ依リ貴院ニ提出候也
明治二十八年一月二十二日

衆議院議長 楠 本 正 隆

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

私設鉄道株式会社ニ関スル法律案

第一条 私設鉄道株式会社ハ各株式ニ付十分ノ一以上ノ払込ヲ為シタルトキハ其ノ登記ヲ受クルコトヲ得 〔以下略〕

26) 私設鉄道法98条2項では、「明治二十八年法律第四号ハ之ヲ廃止ス」として、件名法の場合と同様に法令番号により表記されている。

なお、独占禁止法の正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」という当時としては長いものであり、このような長い名称となったのは、米国法の影響だけでなく、「独占禁止法」などの名称では反トラスト法的な考え方に馴染みのない我が国の国民や企業に理解してもらいにくいのではないかといった懸念があったためかもしれない。

そして、「法律」との用語は従前の太政官布告に対応するような法令上の位置付けを示すものであって、個別具体的な制定法を示すために使用されるものではなかったとすると、題名（題名でないとしても、正式な法令名）中に「〇〇に関する法律」との表現がある独占禁止法が広く知られるようになったことが、この「法律」との用語の使用法にも影響を及ぼす契機になったと思われる。

昭和22年までに制定された法律の法令名について

別表 昭和22年までの法律の題名・件名一覧（明治23年以降の一部改正法、廃止法等を除く）

法律番号	題名	法令名（題名又は件名）	章・目次	備考
		[明治19年] 2法		
1	○	登記法	○	
2	○	公証人規則	○	
		[明治20年] 1法		
1		登記法中改正ノ件		明19法1の一部改正
		[明治21年] 5法		
1	○	市制	◎	目次見出しは題名。一つの法律番号で2法を制定
1	○	町村制	◎	同上
2	○	陸軍治罪法	○	明16年24号布告の全部改正
3		陸軍刑法中改正ノ件		明14年69号布告の一部改正
4		海軍刑法中改正ノ件		明14年70号布告の一部改正
		[明治22年] 34法		
1	○	徴兵令	○	明16年46号布告の全部改正
2	○	議院法	○	
3	○	衆議院議員選挙法	○	
4	○	会計法	○	
5	○	海軍治罪法	○	明17年8号布告の全部改正
6	○	府県会議員選挙規則		
7		市制施行ニ付府県会議員ノ選挙及市民ノ資格ニ関スル件		
8		官立府県立師範学校卒業生ノ徴兵ニ関スル件		
9	○	国税徴収法	○	
10	○	薬品営業並薬品取扱規則	○	
11		水利土功及学事ニ関スル会議存続ノ件		
12		市制中東京市京都市大阪市ニ特例ヲ設クルノ件		
13		地券廃止ノ件		地租の徴収方法変更を規定
14		市制町村制施行地ノ所得税ニ関スル件		
15	○	会計検査院法	○	
16		市制第二百七十七条及町村制第三百十条ニ拠レル行政裁判手續ノ件		
17		明治十七年第一号布告廃止ノ件		賭博犯処分規則の廃止
18		北海道開墾地地租地方税免除ノ件		
19	○	土地収用法	○	
20	○	特別輸出港規則		
21		郵便条例中改正ノ件		明15年59号布告の一部改正
22		地価ノ特別修正		
23		国税徴収法中改正ノ件		明22法9の一部改正
24		北海道ノ内従来酒造税則ヲ施行セサル地方ニ之ヲ施行スルノ件		
25	○	海軍軍人軍属違警罪処分例		
26		海軍治罪法中改正ノ件		明22法5の一部改正
27		屯田兵司令部ニ軍法会議ヲ設クルノ件		

28	議會並議員保護ノ件		
29	徴兵令中改正ノ件		明22法1の一部改正
30	地租条例中改正ノ件		明17年7号布告の一部改正
31	集会条例中改正ノ件		明13年12号布告の一部改正
32	○ 国税滞納処分法	○	
33	地方税及備荒儲蓄金滞納者処分ノ件		
34	決闘罪ニ関スル件		
〔明治23年〕 109法			
1	○ 保管金規則		4条
2	軍港要港ニ関スル件		
3	地方税經濟ニ於テ非常災害ノ為メニ要スル土木費借入ノ件		
4	北海道及町村制ヲ施行セサル島嶼ノ国税徴収ノ件		
6	○ 裁判所構成法	◎	
7	○ 重罪控訴予納金規則		
9	○ 水道条例		
10	市町村制及土地収用法ニ関スル訴訟取扱ノ件		
11	明治二十二年度会計特別整理ノ件		11条
13	通用ヲ禁止シタル貨幣紙幣ノ引換ニ関スル件		
14	整理公債ニ関スル特別会計設置ノ件		
16	壱岐対馬電報料ノ件		
17	○ 作業会計法		
18	○ 陸軍作業会計法		
19	○ 鎮守府造船材料資金会計法		
20	○ 官設鉄道会計法		
21	中央備荒儲蓄金預金局預金郵便貯金預貯金郵便為替金特別会計		
22	○ 裁判所構成法施行条例		
23	○ 陸地測量標条例		
24	○ 紙幣交換基金特別会計法		
25	○ 鎮店銀行紙幣交換基金特別会計法		3条
26	○ 官立学校及図書館会計法		
27	陸軍給与ニ関スル委任經理ノ件		
28	○ 民法	◎	財産編など、注5参照
29	○ 民事訴訟法	◎	目次見出しは「民事訴訟法目録」
31	○ 蹄鉄工免許規則		
32	○ 商法	◎	目次見出しは「商法目録」
33	米穀供給ノ為メ中央備荒儲蓄金運用ノ件		
35	○ 府県制	○	
36	○ 郡制	○	
37	沖縄県及小笠原島地方費ノ件		
38	○ 水路測量標条例		
39	○ 市町村会議員選挙罰則		
40	○ 衆議院議員選挙法罰則補則		
41	府県会議員選挙ニ衆議院議員選挙法罰則補則ヲ適用スルノ件		
43	○ 官吏恩給法		

昭和22年までに制定された法律の法令名について

44	○	官吏遺族扶助法	
45	○	軍人恩給法	○
46	○	水利組合条例	○
48	○	行政裁判法	○
50	○	民事訴訟法施行条例	
51	○	執達吏規則	
52	○	執達吏手数料規則	
53	○	集会及政社法	
54	○	土地収用協議会規則	5条
57	○	会計法補則	4条
58	○	電信線電話線建設条例	
59	○	商法施行条例	
60		商法第二百六条ニ依リ発行スヘキ債券ニ関スル件	
63	○	郵便貯金条例	
64	○	民事訴訟費用法	
65	○	民事訴訟用印紙法	
66	○	商事非訟事件印紙法	
67	○	陸海軍軍法会議私訴訟強制執行法	5条
68	○	刑事懲戒法	○
69	○	家資分散法	5条
70		陸海軍出師準備ニ属スル物品検査ノ件	
71	○	軌道条例	3条
72	○	銀行条例	
73	○	貯蓄銀行条例	
75		預金ニ制限ヲ置キ整理公債証書ニ交換ノ件	
76	○	獣医免許規則	
77		市町村名及市役所町村役場ノ位置変更ニ関スル件	
79	○	屯田兵土地給与規則	
80	○	税関法	
81	○	商業会議所条例	
82		小包郵便ヲ以テ外国へ輸出スル物品関税免除ノ件	
83		軍港要港規則違反者処分ノ件	
84		命令ノ条項違反ニ関スル罰則ノ件	
85		府県制郡制施行ニ際シ衆議院議員並府県会議員ノ選挙区域地方税収支予算 地方税財産備荒儲蓄金処分郡費支弁方法及府県ノ急施事業ニ関スル諸件	
86	○	間接国税犯則者処分法	○
87	○	鋳業条例	○
88	○	府県税徴収法	
89	○	地方学事通則	
90	○	市町村立小学校教員退職料及遺族扶助料法	
91	○	府県立師範学校校長俸給並公立学校職員退職料及遺族扶助料法	
92	○	増価競売法	
93	○	裁判上代位法	4条
94	○	財産委棄法	3条
95	○	非訟事件手続法	○

96	○	刑事訴訟法	◎	目次見出しは「刑事訴訟法目録」
97	○	法例		
98	○	民法	◎	財産取得編人事編, 注6参照
99		窃盗ノ罪ニ関スル件		
100		公署, 公吏並公署ノ印, 文書及免状鑑札ニ関スル件		
101		商法ニ從ヒ破産ノ宣告ヲ受ケタル者ニ関スル件		
103		沖縄県ニ商法施行延期ノ件		
104	○	婚姻事件養子縁組事件及ヒ禁治産事件ニ関スル訴訟規則	○	
105	○	訴願法		
106		行政庁ノ違法処分ニ関スル行政裁判ノ件		
107	○	特別輸出港規則追加		
108		商法及商法施行条例施行期限法律		1条, 明22法20の一部改正 衆法
109		商法ニ関スル法律施行期限法律		
		[明治24年] 5法		
1		海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越ニ関スル法律		
3	○	度量衡法		
4		明治七年以後ノ戦役ニ死歿シタル軍人軍属ノ遺父母及祖父母扶助ニ関スル法律		
5		那覇地方裁判所及那覇区裁判所設置法		
		[明治25年] 9法		
1	○	震災地方租税特別処分法		
2	○	小包郵便法		
3		郵便聯合國郵便切手類保護法		4条
4	○	鉄道敷設法	○	
5	○	海上衝突予防法	○	章に章番号なし 貴法
8		民法及商法施行延期法律		
9		銀行条例及貯蓄銀行条例施行延期法律		
		[明治26年] 19法		
1	○	鉄道公債會計法		3条
2	○	官設鉄道用品資金會計法		
5	○	取引所法	○	
6	○	取引所税法		
7	○	弁護士法	○	
8		予定鉄道路線中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律		
10	○	砂鋳採取法		
12		東京府及神奈川県境域変更ニ関スル法律		
13		宮津港ニ浦塩斯德港等貿易ニ関スル船舶ノ出入及貨物ノ積卸ヲ許スノ法律		衆法
14	○	集会及政社法		衆法
15	○	出版法		衆法
16	○	版權法		衆法
17	○	酒精營業税法		
		[明治27年] 25法		
2		越中国伏木後志国小樽両港ニ於テ露領沿海州, 薩哈噠島及朝鮮国貿易ニ関スル船舶出入及貨物積卸許可法律		

昭和22年までに制定された法律の法令名について

3	琉球国那覇港ニ於テ清国貿易ニ関スル船舶出入及貨物積卸許可法律	
4	綿糸輸出税免除法律	
5	○ 軍用電信法	
6	鉄道比較路線決定ニ関スル法律	明27法7～12の件名も同じ
13	予定鉄道路線中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律	明27法14・15の件名も同じ
16	国庫金出納上一時貸借ニ関スル法律	
20	国事ニ関スル犯罪ノ為諸禄ヲ没収セラレタル者ニ関スル法律	
21	○ 実業教育費国庫補助法	
22	東京砲兵工廠据置運転資本増加ニ関スル法律	
23	陸軍招集旅費支出ニ関スル法律	
24	○ 臨時軍事費特別会計法	2条
25	軍費支弁ノタメ公債募集ニ関スル法律	
〔明治28年〕 32法		
4	○ 私設鉄道株式会社ニ関スル法律	3条、衆法
5	○ 臨時海軍軍法会議法	4条
8	軍費支弁ノ為公債募集ニ関スル法律	
9	内務省所管諸官衙及議院建築費並筑後川修築費繰越ニ関スル法律	
10	○ 臘虎臘獸猟法	
13	○ 古物商取締法	衆法
14	○ 質屋取締法	衆法
20	○ 狩猟法	○ 貴法
22	補充兵役国民兵役ニ在ル者及国民軍編入志願者ニ関スル法律	
24	○ 東京府埼玉県千葉県茨城県境界変更法	3条、衆法
26	官給ニ係ル屯田兵ノ建物及馬匹ノ讓渡質入書入ニ関スル法律	
27	陸海軍刑法ノ適用ニ関スル法律	
28	○ 通貨及証券模造取締法	4条
29	○ 震災地方租税特別処分法	衆法
32	○ 生糸検査所法	3条
〔明治29年〕 94法		
1	官設鉄道用品資金増加法律	
2	官設鉄道用品ヲ官設鉄道用品資金ヨリ買入ルルトキ前金払概算渡ニ関スル法律	
3	理事ノ恩給及遺族扶助ニ関スル法律	
4	司法官試補実施修習期間ニ関スル法律	
5	○ 国債証券買入銷却法	3条
6	○ 償金特別会計法	4条
7	○ 営業満期国立銀行処分法	
8	国立銀行紙幣ノ通用及引換期限ニ関スル法律	
9	鎮守府造船材料資金増加ニ関スル法律	
10	臨時軍事費特別会計ニ関スル法律	
11	○ 国立銀行営業満期前特別処分法	
13	公立学校職員退職料等ニ関スル法律	
14	○ 市町村立小学校教員功加俸国庫補助法	
15	○ 航海奨励法	

16	○	造船奨励法	
17	○	害虫駆除予防法	
18		開港外ニ於テ外国貿易ノ為船舶出入及貨物輸出入ノ件ニ関スル法律	
19		神奈川県下郡廃置法律	明29法20～26も同種の法律, 注7参照
27	○	登録税法	
28	○	酒造税法	
29	○	自家用酒税法	
30	○	混成酒税法	
33	○	営業税法	
35	○	葉煙草専売法	
36	○	官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則	貴法
37		東京府下郡廃置法律	明29法38～55も同種の法律, 注7参照
56		岡山県兵庫県境界変更並福岡県大分県境界変更法律	
57		輸入綿花海関税免除法律	
58		輸入羊毛海関税免除法律	衆法
59	○	事業公債条例	3条
60	○	獣疫予防法	
62		地方税経済ニ於テ臨時土木費ノ為ニ起債及地租制限外賦課ノ件	
63		台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	
66		馬匹ノ調査及検査ニ関スル法律	
67	○	船舶検査法	
68	○	船舶職員法	○
69	○	海員懲戒法	○
70	○	移民保護法	○
71	○	河川法	◎ 目次見出しは題名
72		予定鉄道路線中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律	明29法73～77の件名も同じ
78		台湾総督府所属雇員ニ官吏恩給法及官吏遺族扶助法ヲ適用スルノ法律	
79	○	葉煙草専売資金会計法	4条
80	○	清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法	衆法
82	○	日本勸業銀行法	○
83	○	農工銀行法	○
84	○	農工銀行補助法	
85	○	銀行合併法	
86		岐阜県下郡廃置及郡界変更法律	
87		愛媛県下郡廃置法律	
89	○	民法	◎ 総則編など、注8参照
91		会計検査官退官ニ関スル法律	
92		台湾ニ会計検査院支庁ヲ設置スルノ法律	
93	○	北海道鉄道敷設法	貴法
94		法典ノ施行延期ニ関スル法律	
[明治30年] 50法			
2	○	台湾総督府特別会計法	2条
3		東京大阪砲兵工廠据置運轉資本増加ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

4	千住製絨所据置運転資本増加ニ関スル法律		
5	鹿児島県管下大隅国大島郡薩摩国川辺郡各島地租徴収期限法律		
7	狩猟免許税徴収ニ関スル法律		
10	○ 蚕種検査法		
11	予定鉄道線路中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律		
12	○ 種牡馬検査法		
13	明治二十七年法律第二十三号改正法律		全部改正
14	○ 関稅定率法		
15	○ 保稅倉庫法	○	
16	○ 貨幣法		
17	○ 貨幣整理資金特別會計法		
21	○ 國稅徵收法	○	
22	○ 震災地方租稅特別処分法		
26	○ 北海道国有未開地処分法		
27	○ 阿片法		
28	明治二十九年海軍省所管歳出臨時部臨時軍事費中支出未済 予算額ノ繰越使用ニ関スル法律		
29	○ 砂防法	◎	目次見出しは題名 衆法
30	○ 水害地方地租特別処分法		
32	予定鉄道線路中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律		明30法33の件名も同じ
35	北海道鉄道予定線路中私設鉄道会社ニ敷設許可ノ件ニ関スル法律		
36	○ 傳染病予防法		
37	國庫ヨリ補助スル公共団体ノ事業ニ関スル法律		
38	○ 台湾銀行法		
39	土地區画改良ニ係ル法律		
40	煙草製造營業者煙草稅現金収納ニ関スル法律		
44	株式会社十五銀行株式ヲ華族世襲財産ト為スノ件		
45	○ 遠洋漁業獎勵法		
46	○ 森林法	○	
47	○ 重要輸出品同業組合法		
48	○ 生糸直輸出獎勵法		5 条
49	○ 古社寺保存法		
50	○ 家祿賞典祿処分法		4 条, 衆法
	[明治31年] 32法		
3	北海道官設鐵道會計ニ関スル法律		
4	傳染病院等ノ敷地地租免除ニ関スル法律		
5	一円銀貨幣引換ニ関スル法律		
6	政府發行紙幣通用廢止ニ関スル法律		
7	特別輸出港輸出品指定ニ関スル法律		
8	広島県下郡廢置法律		
9	○ 民法	◎	親族編など, 注9 参照
10	○ 法例		
11	○ 民法施行法	◎	目次見出しは題名
12	○ 戶籍法	◎	同上

13	○	人事訴訟手続法	◎	同上
14	○	非訟事件手続法	◎	同上
15	○	競売法	○	
21		明治六年第三百号布告改正法律		全部改正、注10参照
22	○	水害地方地租特別処分法		衆法
27		医薬用、工業用酒精ニ関スル法律		
31		田畑地価修正法律		
〔明治32年〕 109法				
2	○	台湾陸軍軍法会議法		4条
3	○	水害地方地租特別処分法		衆法
4		千葉県茨城県境界変更法律		
8		償金ヲ公債費途へ繰替運用ニ関スル法律		
10	○	北海道官設鉄道用品資金會計法		3条
11		造幣局据置運転資本増加ニ関スル法律		
13	○	事業公債及鉄道公債特別會計法		5条
15	○	供託法		
17	○	所得税法		明20勅5の全部改正
19	○	海港檢疫法		
22		愛媛県下郡界変更法律		衆法
24	○	不動産登記法	◎	目次見出しは題名
27	○	北海道旧土人保護法		
35	○	台湾銀行補助法		3条
36	○	特許法		
37	○	意匠法		
38	○	商標法		
39	○	著作権法	◎	目次見出しは題名
40		失火ノ責任ニ関スル法律		衆法
41		香川県下郡廃置法律		
42		大分県下郡界変更法律		
43		特別年限地租増徴ニ関スル法律		衆法
46	○	船舶法		
47	○	船員法	◎	目次見出しは題名
48	○	商法	◎	同上。公布文は「商法修正の件」で、実際は廃止制定
49	○	商法施行法		
50		外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律		
53		銀行ニ関スル法律ニ定メタル過料ニ関スル法律		
54	○	印紙税法		
56		日本銀行納税ニ関スル法律		
57		地価地租ニ銭位未滿ノ端數ヲ生スルトキ計算ニ関スル法律		衆法
59	○	沖縄県土地整理法		
61	○	関税法	◎	目次見出しは題名
62	○	宅地組換法		2条、貴法
63	○	水先法		

昭和22年までに制定された法律の法令名について

64	○	府県制	◎	目次見出しは題名
65	○	郡制	◎	同上
66	○	国籍法		
67		外国人ノ抵当権ニ関スル法律		
68	○	<u>外国艦船乗組員ノ逮捕留置ニ関スル援助法</u>		
70		領事官ノ職務ニ関スル法律		
71		外国人又ハ外国法人ノ物権ノ登記ニ関スル法律		
72		権利収用ニ関スル法律		
74		製造煙草輸出交付金ニ関スル法律		
75	○	台湾事業公債法		
76	○	北海道拓殖銀行法	○	
77	○	罹災救助基金法		
79	○	軍艦水雷艇補充基金特別会計法		
80	○	教育基金特別会計法		
81	○	災害準備基金特別会計法		
82	○	耕地整理法	○	
84	○	家禄賞典禄処分法施行法		
85	○	国有林野法		
86	○	森林資金特別会計法		
87	○	遺失物法		
88	○	噸税法		
93	○	行旅病人及行旅死亡人取扱法		
94		国籍喪失者ノ権利ニ関スル法律		
95	○	水難救護法	○	
97	○	肥料取締法		衆法
98		葉煙草専売法違反事件ニ関スル法律		
99	○	国有土地森林原野下戻法		
101		国債ヲ外国ニ於テ募集スル場合ニ関スル法律		
102	○	府県農事試験場国庫補助法		衆法
103	○	農会法		5条, 衆法
104	○	軍機保護法		
105	○	要塞地帯法	○	
106	○	銃砲火薬類取締法		
107	○	小学校教育費国庫補助法		4条, 衆法
108		北海道官設鉄道用品買入手続ニ関スル法律		
109		北海道区町村会議員総代人及沖縄県区会議員等選挙ノ罰則ニ関スル法律		
		〔明治33年〕 87法		
1	○	水害地方地租特別処分法		衆法
4		府県監獄費及府県監獄建築修繕費ノ国庫支弁ニ関スル法律		
7		印刷局据置運転資本増加ニ関スル法律		
9	○	海軍造兵材料資金会計法		
13		民法第七百七十九条及千八十一条ノ規定ニ依ル遺言ノ確認ニ関スル法律		
15		飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律		

関法 第70巻 第5号

17	商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律	衆法
19	府県郡市町村其ノ他ノ公共団体ノ所有地免租ニ関スル法律	
20	○ 産牛馬組合法	
21	○ 会計検査官懲戒法	○
22	○ 在外国帝国専管居留地特別会計法	5条
24	○ 虫害地租特別処分法	衆法
28	岡山県下郡廃置及び郡界変更法律	
29	○ 土地収用法	◎ 目次見出しは題名
30	伝染病予防救治ニ従事スル者ノ手当金ニ関スル法律	
31	○ 汚物掃除法	
32	○ 下水道法	
33	○ 未成年者喫煙禁止法	4条, 衆法
34	○ 産業組合法	○
35	○ 重要物産同業組合法	衆法
36	○ 治安警察法	
37	○ 感化法	
38	○ 精神病者監護法	
43	○ 自家用醤油税法	衆法
45	○ 蚕種検査法	
49	商法施行前ニ登記ナキ株式会社ノ登記ニ関スル法律	
50	官設鉄道、郵便、電信、郵便為替及郵便貯金ニ属スル現金出納ニ関スル法律	
51	教育所ニ在ル孤児ノ後見職務ニ関スル法律	衆法
52	法人ニ於テ租税及業種草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律	
54	○ 郵便法	
55	○ 郵便為替法	
56	○ 鉄道船舶郵便法	
59	○ 電信法	
63	○ 市町村立小学校教育費国库補助法	3条
64	○ 私設鉄道法	
65	○ 鉄道営業法	○
67	○ 間接国税犯則者処分法	
68	明治三十二年法律第九十八号改正法律	全部改正
69	○ 保険業法	○
70	○ 日本興業銀行法	○
72	地上権ニ関スル法律	衆法
73	○ 衆議院議員選挙法	○
75	台湾ニ在勤スル官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法律	
76	台湾ニ服役スル軍人ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法律	
77	台湾ニ於テ地方税支弁ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ学校職員ノ退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
79	殖林ノ為設定シタル地上権登記ニ関スル法律	衆法
82	○ 関税仮置場法	
83	○ 裁判所及台湾総督府法院共助法	2条
84	○ 行政執行法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

85	加工ノ為輸入スル物品関税免除ニ関スル法律	
86	外国ヨリ輸入スル鹹魚燻製魚及魚粕ニ関スル法律	衆法
87	外国ニ於テ鉄道ヲ敷設スル帝国会社ニ関スル法律	衆法
	[明治34年] 39法	
2	○ 北海道会法	
3	○ 北海道地方費法	
4	内務省所管歳出臨時部土木事業費中濃川河口修築費繰越ニ関スル法律	
5	司法官試補実地修習期間ニ関スル法律	
8	○ 酒精及酒精含有飲料税法	
10	酒精, 酒類ノ他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ関スル法律	
11	○ 医薬用, 工業用酒精戻税法	3条
12	○ 麦酒税法	
13	○ 砂糖消費税法	
15	北海道鉄道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置ニ関スル法律	
22	○ 馬匹去勢法	
25	屯田兵及屯田兵村ニ給与シタル土地ノ登録税免除ニ関スル法律	
27	水害地方田畑地租免除ニ関スル法律	
28	○ 税関貨物取扱人法	
30	歇下年期, 新開免租年期, 地価据置年期ノ延長ニ関スル法律	
31	開墾地, 開拓地, 新開地年期継続ニ関スル法律	衆法
33	○ 狩猟法	○ 衆法
34	○ 漁業法	
35	○ 畜牛結核病予防法	
37	○ 洗職法	2条, 衆法
38	○ 巡查看守引隠料及遺族扶助料法	
39	○ 永代借地権ニ関スル法律	
	[明治35年] 50法	
10	第五回内国勸業博覧会参考館ヘ陳列ノ為輸入スル貨物関税免除ニ関スル法律	
11	警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律	
12	○ 北海道土功組合法	
13	○ 台湾官設鉄道用品資金會計法	
14	京都府下国界並郡界変更法律	衆法
19	衆議院議員選挙人名簿ニ関スル法律	
22	課税標準額及税額計算ニ関スル法律	衆法
23	沖縄県及東京府管内伊豆七島ニ於ケル国税徴集ニ関スル法律	
25	○ 虫害地租特別処分法	衆法
26	○ 雹害地租特別処分法	衆法
27	○ 海底電信線保護万国聯合条約罰則	4条
29	台湾ニ在勤スル巡查看守引隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
30	製鉄所措置運転資本ニ不足ヲ生スル場合ニ一時借入ヲ為スル得ル法律	
31	○ 商業會議所法	
33	○ 輸入原料砂糖戻税法	2条, 衆法
34	○ 海軍造船材料資金會計法	

関法 第70巻 第5号

35	○	外国領海水産組合法	衆法
40		郡費分賦ノ件ニ関スル法律	貴法
44	○	骨牌税法	
49		国勢調査ニ関スル法律	衆法
50		年齢計算ニ関スル法律	衆法
〔明治36年〕 12法			
3		災害地地租延納ニ関スル法律	衆法
5	○	粗製樟腦、樟脳油専売法	
〔明治37年〕 19法			
1		臨時事件費支弁ニ関スル法律	明37法2と同日に公布
2	○	陸海軍ニ属スル臨時事件費特別会計法	1条
3	○	非常特別税法	
12		地租徴収ニ関スル法律	
13	○	沖縄県滞納旧租延納法	1条
14	○	煙草専売法	
16		渡良瀬川沿岸地方特別地価修正法律	
17		記名ノ国債ヲ目的トスル質権ノ設定ニ関スル法律	
18	○	貯蓄債券法	
〔明治38年〕 71法			
7	○	酒母、醪及麹取締法	
8	○	酒造組合法	
10	○	相続税法	
11	○	塩専売法	
12		臨時事件費支弁ニ関スル法律	
14		古社寺保存法第十六条ニ依リ国庫ヨリ支出スヘキ金額ニ関スル法律	
15	○	海軍工廠資金会計法	
17		煙草専売局及製鉄所据置運転資本補足ニ関スル法律	
19		国債証券及貯蓄債券ノ利子所得税免除ニ関スル法律	
20		国債証券価格計算ニ関スル法律	
21	○	実用新案法	○
22	○	蚕病予防法	
23	○	郵便貯金法	
32		司法官試補実地修習期間減縮ニ関スル法律	
35		北海道一級町村及二級町村ヲシテ租税外国庫歳入ヲ徴収セシムル法律	
37	○	北海道罹災救助基金法	4条
38		俘虜処罰ニ関スル法律	衆法
40	○	遠洋漁業奨励法	
41	○	居留民団法	
44		市町村立小学校教育費国庫補助法及教育基金令ニ依ル沖縄県ノ配賦金及配当金ノ仕払残額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ関スル法律	
45	○	鉱業法	○
47		外国ニ於ケル銀行事業ニ関スル法律	
51		台湾銀行ニ於テ発行スル銀行券ノ偽造変造等ニ関スル法律	
52	○	担保付社債信託法	○

昭和22年までに制定された法律の法令名について

53	○	鉄道抵当法	○
54	○	工場抵当法	
55	○	鉱業抵当法	
62		戸主ニ非ザル者爵ヲ授ケラレタル場合ニ関スル法律	
63	○	<u>外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法</u>	4条
64	○	在外指定学校職員退隠料及遺族扶助料法	
66		外国ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造ニ関スル法律	11条, 衆法
70		刑ノ執行猶予ニ関スル法律	衆法
71	○	売薬税法	
		[明治39年] 57法	
1		臨時事件費支弁ニ関スル法律	
6	○	国債整理基金特別会計法	
8		軍艦水雷艇補充基金ノ組入ニ関スル法律	
9	○	産業試験費講習費国庫補助法	
10		災害地方田畑地租免除ニ関スル法律	衆法
17	○	鉄道国有法	
18	○	京釜鉄道買収法	
19	○	関稅定率法	
23	○	輸出羽二重精練業法	
24		官国幣社經費ニ関スル法律	
25		台湾総督府鉄道部現金前渡官吏設置ニ関スル法律	
29	○	廃病院法	
31		台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	
32	○	屠場法	衆法
33		地租条例ヲ北海道ニ施行スル件ニ関スル法律	
34		国債ニ関スル法律	
37	○	帝國鉄道会計法	
39		韓国ニ於テ帝國ノ經營スル鉄道ノ会計ニ関スル法律	
40		鉄道国有法及京釜鉄道買収法ニ依リ買収シタル鉄道ノ出納官吏ニ関スル法律	
46	○	<u>工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法</u>	
47	○	医師法	衆法
48	○	齒科醫師法	衆法
51	○	紙幣類似証券取締法	4条
52		陸海軍ニ属スル臨時事件費特別会計終結ニ関スル法律	
54		刑ノ執行ヲ猶予セラレタル者ノ公民權及議員選舉權被選舉權ニ関スル法律	
55		債務者ニ代位スル債權者ノ登記申請ニ関スル法律	衆法
56		韓国ニ於ケル裁判事務ニ関スル法律	10条
57		内国官憲ノ管掌ニ属スル事項ニツキ統監ノ職權ニ関スル法律	
		[明治40年] 52法	
5		官庁ニ於テ印刷局製造ノ物件買入ニ関スル法律	
8		東京府北多摩郡埼玉県北足立郡境界変更法律	
11		癩予防ニ関スル法律	12条, 昭6法58で題名「癩子防法」に

15	韓国鉄道ノ収益勘定欠損補充ニ関スル法律	
16	千住製絨所据置運転資本増加ニ関スル法律	
17	○ 関東都督府特別会計法	3条
18	○ 樺太庁特別会計法	3条
19	○ 帝国大学特別会計法	
21	樺太ニ於ケル租税ニ関スル法律	
22	明治三十九年度一般会計所属ノ経費ヲ各帝国大学特別会計ニ繰越ス場合ニ於ケル剰余金繰入ニ関スル法律	
23	○ 学校及図書館特別会計法	
24	○ 韓国森林特別会計法	
25	樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	
28	樺太地方裁判所及同管内ニ区裁判所設置ニ関スル法律	
30	台湾ニ於ケル特別ノ輸入税ニ関スル法律	
31	国庫出納上一銭未満ノ端数計算ニ関スル法律	
34	租税其ノ他ノ収入徴収処分囑託ニ関スル法律	
36	和歌山県下郡界変更法律	衆法
42	○ 種牡牛検査法	
43	○ 森林法	○
44	韓国ニ在勤スル居留民団立在外指定学校職員ノ退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
45	○ 刑法	◎ 目次見出しは題名、注11参照
46	○ 関東都督府及韓国駐軍陸軍軍法会議法	5条
48	統監府及関東都督府等在勤官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法律	
49	統監府、関東都督府及樺太等在勤巡查、看守及女監取締ノ退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
52	裁判所、台湾総督府法院、統監府法務院又ハ理事庁ト関東都督府法院トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ関スル法律	
[明治41年] 63法		
3	沖繩県ノ負担及国庫補助ニ関スル法律	
5	日本大博覧会出品外国貨物免税ニ関スル法律	
6	韓国ニ於ケル鉄道用品資金会計ニ関スル法律	
9	学校及図書館資金所属土地売却代金ヲ一般会計ニ繰入ルル件ニ関スル法律	
11	造幣局据置運転資本増加及設備拡張費ニ関スル法律	
15	軍艦水雷艇補充基金組入ニ関スル法律	
17	陸海軍招集諸費繰替支弁ニ関スル法律	
21	○ 石油消費税法	
22	日本大博覧会ノ出品ニ対スル發明、意匠、実用新案及商標保護ニ関スル法律	
23	神社財産ニ関スル法律	
24	沖繩県及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造税ニ関スル法律	
27	○ 練乳原料砂糖戻税法	3条
28	○ 監獄法	○
29	○ 刑法施行法	
35	樺太庁立小学校教員退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
37	地方税制限ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

40	○	陸軍営繕費補充資金特別会計法	
46	○	陸軍刑法	◎ 目次見出しは題名
47	○	陸軍刑法施行法	
48	○	海軍刑法	◎ 目次見出しは題名
49	○	海軍刑法施行法	
50	○	水利組合法	○
51	○	肥料取締法	
52		満州ニ於ケル領事裁判ニ関スル法律	
53	○	公証人法	○
57	○	北海道国有未開地処分法	
63	○	東洋拓殖株式会社法	○
		[明治42年] 45法	
1		台湾銀行ニ於テ発行シタル一円銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ノ引換期限ニ関スル法律	
4	○	度量衡法	
6	○	帝国鉄道会計法	
7		国債ノ利子所得税免除ニ関スル法律	
8		登録国債ノ担保充用ニ関スル法律	
9		政府ニ対スル保証金其ノ他ノ担保ニ供シタル国債ノ買入銷却ニ関スル法律	
13	○	砂鋳法	
15	○	遠洋航路補助法	
18	○	輸出菓子糖果原料砂糖戻税法	2条
19	○	沖縄県罹災救助基金法	4条
21		家禄賞典禄処分ニ関スル法律	衆法
22		立木ニ関スル法律	21条
23	○	特許法	○
24	○	意匠法	
25	○	商標法	
26	○	実用新案法	
28		軌道ノ抵当ニ関スル法律	
30	○	耕地整理法	○
35	○	種痘法	
36		裁判所台湾総督府法院統監府法務院及理事庁ノ判決ノ執行ニ関スル法律	衆法
38		明治三十七八年戦役ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律	
39	○	印紙犯罪処罰法	5条
40		建物保護ニ関スル法律	衆法
41	○	新聞紙法	衆法
		[明治43年] 65法	
1	○	家畜市場法	
3	○	宅地地価修正法	
5	○	通行税法	
6		酒精造石税徴収猶予及免除ニ関スル法律	
7	○	織物消費税法	

9	○ 砂鉦区税法	3条
21	那覇港修築工事ヲ沖縄県ニ引継ク事ニ関スル法律	
25	沖縄県ニ於ケル旧租免除ニ関スル法律	
26	○ 電気測定法	
30	警部補退隠料及遺族扶助料等ニ関スル法律	
32	補助航海ニ従事スル商事会社ニ関スル法律	
38	韓国在勤鉄道院所属官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法律	
39	皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト 為リタル者ノ戸籍ニ関スル法律	
40	間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律	
48	製塩地整理ニ関スル法律	10条
51	外国人ノ土地所有権ニ関スル法律	
53	○ 銃砲火薬類取締法	
54	○ 関稅定率法	
55	○ 予約出版法	衆法
56	立木ノ先取特權ニ関スル法律	衆法
57	○ 輕便鐵道法	
58	○ 漁業法	
59	○ 沖縄県諸禄処分法	
	[明治44年] 75法	
1	東京府管内八丈島ノ地租ニ関スル法律	
2	公共団体ニ対スル工事補助費繰越使用ニ関スル法律	
11	朝鮮ニ於ケル貨幣整理ノ為シタル債務ヲ貨幣整理資金特別 會計ニ移属セシムル件ニ関スル法律	
14	○ 治水費資金特別會計法	
15	府県災害土木費国庫補助ニ関スル法律	
17	○ 輕便鐵道補助法	
18	○ 朝鮮事業公債法	1条
19	○ 朝鮮事業公債金特別會計法	
20	○ 朝鮮鐵道用品資金會計法	
21	○ 朝鮮森林特別會計法	
24	朝鮮總督府鐵道及通信官署ニ於テ取扱フ現金ノ出納ニ関スル法律	
30	朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	衆法
34	大藏省預金部ノ利益金ヲ一般會計ニ繰入ルル件ニ関スル法律	
36	沖縄農工銀行補助ニ関スル法律	
38	○ 帝国土学院學術奨励金特別會計法	
45	砂糖消費稅織物消費稅等ノ徴収ニ関スル法律	
46	○ 工場法	
47	○ 蚕糸業法	
48	○ 朝鮮銀行法	○
49	樺太ニ於ケル漁業免許ノ取消及漁業料ノ徴収ニ関スル法律	
51	間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律	
52	○ 司法事務共助法	
55	○ 電気事業法	
56	韓国鐵道會計所屬資金ノ繰入ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

58	租税外諸収入金整理ニ関スル法律	
61	明治三十三年法律第七十五号同三十五年法律第二十九号準用ニ関スル法律	
67	貴族院及衆議院速記技手官年月数ニ関スル法律	衆法
68	○ 市制	◎ 目次見出しは題名
69	○ 町村制	◎ 同上
70	○ 広告物取締法	4条, 衆法
	[明治45年] 24法 [大正元年] 3法	
1	清国事件費支弁ニ関スル法律	
4	学校及図書館資金ノ一部所属換等ニ関スル法律	
5	東京府神奈川県境界変更ニ関スル法律	
6	○ 朝鮮医院及済生院特別会計法	
11	朝鮮ニ於ケル学校職員ニシテ国庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隠料及遺族扶助料ニ関スル法律	
12	朝鮮総督府判事ノ恩給ニ関スル法律	
13	鉄道又ハ船舶ト露国ノ鉄道又ハ船舶トノ貨物ノ連絡運送ニ関スル法律	31条
21	臘虎臘肭獸猟獲禁止ニ関スル法律	昭17法41で題名「臘虎臘肭獸猟獲取締法」に
22	臘虎臘肭獸猟業者等ニ対スル交付金下付ニ関スル法律	
23	樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ関スル法律	
24	○ 仮置場法	
元1	○ 樺太酒類出港税法	
	[大正2年] 20法	
3	京都帝国大学臨時政府支出金ニ関スル法律	
5	愛知県下郡廢置法律	
7	判事及検事ノ休職並判事ノ転所ニ関スル法律	
12	会計検査官及行政裁判所高等官ノ休職ニ関スル法律	
16	○ 運河法	衆法
20	○ 刑事略式手続法	
	[大正3年] 45法	
1	○ 災害地地租免除法	4条
2	改租延納年賦金免除ニ関スル法律	
9	○ 実業教育費国庫補助法	
11	○ 輸出入植物取締法	
13	○ 地方学事通則	
14	○ 売薬法	
16	肺結核療養所ノ設置及国庫補助ニ関スル法律	
17	大嘗祭齋田ノ土地免租ニ関スル法律	
23	○ 取引所税法	
26	○ 戸籍法	◎ 目次見出しは題名
27	○ 寄留法	4条
34	○ 船舶積量測度法	
37	公共団体ノ管理スル公共用土地物件ノ使用ニ関スル法律	衆法
42	○ 大正三年臨時事件ニ関スル臨時軍事費特別会計法	1条
43	輸入税率等ノ特例ニ関スル法律	

44	○	戦時海上保険補償法	
45		大嘗祭齋田ノ土地免租ニ関スル法律	
〔大正4年〕 29法			
1	○	畜産組合法	
9	○	造幣局特別会計法	
13		日本学士院学術研究奨励金委任經理ニ関スル法律	
16		大正三年臨時事件ニ関スル一時賜金トシテ交付スル公債發行ニ関スル法律	
18		法人ノ役員処罰ニ関スル法律	
19	○	染料医薬品製造奨励法	
24	○	無尽業法	
26	○	無線電信法	
28		大正四年田租第一期分延納ニ関スル法律	
〔大正5年〕 45法			
2	○	国庫出納金端数計算法	
4		大正三年臨時事件ノ経費支弁ニ関スル法律	
10		証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律	
16		理化学ヲ研究スル公益法人ノ国庫補助ニ関スル法律	
20	○	海底電信線保護万国聯合条約罰則	4条
22		造幣局設備拡張費ニ関スル法律	
23		東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ据置運転資本増加ニ関スル法律	
26		朝鮮ノ生産ニ係ル生果、核子及金属ノ移入税ニ関スル法律	
34		外国債ノ整理償還ノ為内国債ヲ發行スルコトニ関スル法律	
42	○	簡易生命保険法	5条
43	○	簡易生命保険特別会計法	明19勅34の全部改正
45	○	華族世襲財産法	
〔大正6年〕 29法			
1	○	軍事救護法	
3		東京帝国大学及京都帝国大学臨時政府支出金ニ関スル法律	
4		京都帝国大学臨時政府支出金ニ関スル法律	
5		学校及図書館特別会計資金ノ一部ヲ一般会計ニ繰入ルル件ニ関スル法律	
7	○	臨時国庫証券法	3条
8	○	臨時国庫証券収入金特別会計法	
10		北海道拓殖鉄道建設費利子支出ニ関スル法律	
11	○	電話事業公債法	2条
15	○	農業倉庫業法	
20	○	戦時海上再保険法	
21	○	工業所有権戦時法	
25		借入鉄道及軽便鉄道ノ買取ニ関スル法律	
27	○	製鉄業奨励法	
29		造船奨励金下付停止ニ関スル法律	
〔大正7年〕 43法			
4		東京帝国大学及京都帝国大学臨時政府支出金繰入ニ関スル法律	
9	○	戦時利得税法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

13	尾尾鉄道及有馬鉄道ノ買収ニ関スル法律	
15	○ 軍用自動車補助法	
18	○ 市町村義務教育費国庫負担法	5 条
20	海軍ニ於テ海軍採炭所ノ石炭ノ買入ニ関スル法律	
21	○ 樺太事業公債法	2 条
23	旧韓国貨幣ノ処分ニ関スル法律	
29	○ 有価証券割賦販売法	
30	朝鮮人官吏ノ恩給、退隠料及遺族扶助料等ニ関スル法律	
32	○ 狩猟法	
36	京都市、大阪市其ノ他ノ市ノ市区改正ニ関シ東京市区改正条例及東京市区改正土地建物処分規則ヲ準用シ得ルノ法律	明21勅62、明22勅5の準用
37	朝鮮ノ生産ニ係ル物品ノ移入税免除ニ関スル法律	
38	○ 軍需工業動員法	
39	○ 共通法	
43	地種変更免租年期ニ関スル法律	
〔大正8年〕 61法		
5	第一回国勢調査施行ニ要スル地方経費国庫支弁ニ関スル法律	
9	造幣局据置運転資本増加及設備拡張費ニ関スル法律	
12	東京帝国大学及京都帝国大学臨時政府支出金ニ関スル法律	
15	○ 事業公債金特別会計法	
25	○ 精神病院法	
26	○ 結核予防法	
27	○ 「トラホーム」予防法	
28	大麦、小麦及小麦粉ノ輸入税減免ニ関スル法律	
29	時局ノ影響ニ因ル地方税制限拡張ニ関スル法律	
31	高等諸学校創設及拡張費支弁ニ関スル法律	
32	仙北輕便鉄道買収費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律	
34	家禄賞典禄処分ニ関スル法律	衆法
35	没禄処分ヲ受ケタル者ニ対スル給与処分ニ関スル法律	衆法
36	○ 都市計画法	
37	○ 市街地建築物法	
38	私立学校用地免租ニ関スル法律	
41	執達吏ノ手数料及立替金増額ニ関スル法律	
42	○ 開墾助成法	
44	○ 史蹟名勝天然紀念物保存法	貴法
48	○ 司法代書人法	衆法
52	○ 地方鉄道法	
58	○ 道路法	○
〔大正9年〕 60法		
1	平和条約ノ実施ニ伴フ流通証券及工業所有権ニ関スル法律	
6	小額紙幣発行ニ関スル法律	
7	○ 公有林野官行造林法	5 条
10	恩給扶助料等ノ増額ニ関スル法律	
11	○ 所得税法	

12	所得税法ノ施行ニ関スル法律	
25	○ 賠償金特別会計法	
30	獣疫予防法ニ依リ下附スル手当金ニ関スル法律	
32	○ 公立学校職員年功加俸国库補助法	4条
34	南満洲鉄道株式会社ノ株式引受ニ関スル法律	
35	朝鮮ニ於ケル国勢調査ニ関スル法律	
40	国債償還資金ノ繰入ヲ為ササルコトニ関スル法律	
42	○ 電信事業公債法	2条
51	内地台湾又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内国税免除ニ関スル法律	
52	朝鮮又ハ台湾ヨリ移出シタル物品ノ内地又ハ樺太ニ於ケル取締ニ関スル法律	
53	関税法関稅定率法保稅倉庫法及仮置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ関スル法律	
55	成田鉄道及中越鉄道買取ニ関スル法律	
56	北海道拓殖鉄道補助ニ関スル法律	
59	○ 道路公債法	2条
〔大正10年〕 102法		
2	○ 船舶満載吃水線法	
3	台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律	
4	独逸国トノ平和条約賠償条項ニ基キ受領シタル賠償物件ノ輸入税免除ニ関スル法律	
9	海軍燃料廠ノ石炭、練炭又ハ燃料油ノ買入ニ関スル法律	
11	○ 大学特別会計法	
17	○ 一年現役小学校教員俸給費国库負担法	4条
25	南部支那ニ於ケル領事官ノ裁判ニ関スル法律	
33	憲兵補ノ恩給ニ関スル法律	
34	○ 朝鮮私設鉄道補助法	
35	都市計画地方委員会職員ノ恩給及遺族扶助料ニ関スル法律	
36	○ 米穀法	5条
37	○ 米穀需給調節特別会計法	
39	小田原電気鉄道株式会社所属軌道経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
40	○ 樺太地方鉄道補助法	
42	○ 会計法	○
43	○ 国有財産法	
47	樺太ノ地方制度ニ関スル法律	
49	○ 借地法	
50	○ 借家法	
51	函館控訴院ノ移転ニ関スル法律	
54	○ 航空法	○
55	○ 職業紹介法	
57	○ 公有水面埋立法	
60	○ 水産會法	
61	○ 黄燐燐寸製造禁止法	
64	衆議院議員選挙区ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

65		埼玉県下郡界変更ニ関スル法律		衆法
66	○	住宅組合法		
68	○	刑事訴訟費用法		
74	○	貯蓄銀行法		
76	○	軌道法		
80		日本勲業銀行及農工銀行ノ合併ニ関スル法律		
85	○	陸軍軍法会議法	○	編建て
86		朝鮮軍軍法会議ニ関スル法律		
87		台湾軍軍法会議ニ関スル法律		
88		関東軍軍法会議ニ関スル法律		
91	○	海軍軍法会議法	○	編建て
92	○	刑事交渉法		
94		陸軍法務官及海軍法務官ノ恩給及遺族扶助ニ関スル法律		
95	○	馬籍法		
96	○	特許法	○	
97	○	実用新案法		
98	○	意匠法		
99	○	商標法		
100	○	弁理士法		
102		定年ニ因ル退職判事検察官ノ恩給ニ関スル法律		
		[大正11年] 75法		
1		六大都市行政監督ニ関スル法律		
5		和賀輕便軌道株式会社所屬軌道經營廢止ニ対スル補償ノ為公債發行ニ関スル法律		
6	○	国有財産整理資金特別會計法		
13	○	台湾事業公債法		2条
15	○	関東州事業公債法		2条
18		増加恩給等ノ増額ニ関スル法律		
19		明治三十三年法律第七十五号及明治三十五法律第二十九号準用ニ関スル法律		南洋群島在勤者に準用
20	○	未成年者飲酒禁止法		4条, 衆法
22		銅, 真鍮及青銅ノ輸入税ニ関スル法律		
24	○	台湾私設鉄道補助法		
25	○	南洋庁特別會計法		3条
26		東京帝国大学臨時政府支出金繰入ニ関スル法律		
29	○	家畜伝染病予防法		
30		大湯鉄道及魚沼鉄道買収ノ為公債發行ニ関スル法律		
31	○	圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法		
37	○	鉄道敷設法		5条
38	○	船員職業紹介法		
39		露国政変及西比利亞事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律		
40	○	農会法		
41	○	借地借家調停法		
42	○	少年法	○	
43	○	矯正院法		

50	内地、朝鮮、台湾又ハ樺太ト南洋群島トノ間ニ於ケル船舶及貨物ノ出入ニ関スル法律	
52	統計資料実施調査ニ関スル法律	
62	○ 信託法	
65	○ 信託業法	
70	○ 健康保険法	○
71	○ 破産法	○ 編建て
72	○ 和議法	○
75	○ 刑事訴訟法	○ 編建て
〔大正12年〕 57法		
7	東京砲兵工廠及大阪砲兵工廠ノ各特別会計合併ニ関スル法律	
17	行政整理又ハ軍備ノ制限整理ニ関スル公債発行ニ関スル法律	
20	○ 市町村義務教育費国庫負担法	
22	簡易生命保険特別会計ニ於ケル土地建物ノ買入又ハ建物ノ建設ニ関スル法律	
24	岩北軌道株式会社所属軌道経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
26	東京帝国大学臨時政府支出金繰入ニ関スル法律	
32	○ 中央卸売市場法	
34	○ 工場労働者最低年齢法	
35	船員ノ最低年齢及健康証明書ニ関スル法律	10条、昭2法2で題名「船員最低年齢法」
36	○ 対支文化事業特別会計法	
37	支那ニ本店ヲ設ケル会社ノ資本ニ関スル法律	
39	西比利亞引揚ノ為損害ヲ被リタル者等ノ救恤ニ関スル法律	
42	○ 産業組合中央金庫法	○ 衆法
46	○ 瓦斯事業法	
47	○ 競馬法	
48	○ 恩赦法	○
50	○ 陪審法	◎ 目次見出しは題名衆法
52	司法官試補及弁護士ノ資格ニ関スル法律	
53	○ 特別都市計画法	
54	震災ニ因リ租税ヲ減免セラレタル者ノ法令上ノ納税資格要件ニ関スル法律	
55	復興事業ノ施行ニ伴ヒ支払フヘキ金額ヲ国債証券ヲ以テ交付スル等ニ関スル法律	
56	○ 震災善後公債法	2条
57	東京帝国大学臨時政府支出金繰入ニ関スル法律	
〔大正13年〕 24法		
1	大正十年度乃至大正十二年度ノ歳入歳出ノ決算ノ特例ニ関スル法律	
2	大正十二年条約第二号海軍軍備制限ニ関スル条約ノ実施ニ関スル法律	昭6法1で題名「海軍軍備制限条約実施法」
4	震災被害地ノ地租免除等ニ関スル法律	
5	震災ニ因リ地租ヲ免除セラレタル者ノ法令上ノ納税資格要件ニ関スル法律	
6	外国船舶ノ所得税免除ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

10	高等諸学校震災復旧諸費ニ属スル予算ノ施行ニ関スル法律	
12	古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル法律	
14	震災ニ因ル喪失無記名国債証券ニ関スル法律	11条
15	○ 復興貯蓄債券法	
16	○ 借地借家臨時処理法	
18	○ 小作調停法	
24	贅沢品等ノ輸入税ニ関スル法律	
〔大正14年〕 52法		
2	鉄板ノ輸入税ニ関スル法律	
4	特別都市計画区域内ニ於ケル寺院ノ国有境内地譲与等ニ関スル法律	
9	○ 漁業財団抵当法	
11	○ 船舶無線電信施設法	
13	○ 大蔵省預金部特別会計法	
14	○ 教育改善及農村振興基金特別会計法	
18	○ 朝鮮鉄道用品資金会計法	
24	行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債発行ニ関スル法律	5条
25	○ 預金部預金法	
27	○ 輸出組合法	
28	○ 重要輸出品工業組合法	
29	染料製造奨励ニ関スル法律	
30	○ 日本無線電信株式会社法	
34	大正三年臨時事件ニ関スル臨時軍事費特別会計ノ終結ニ関スル法律	
35	日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ関スル法律	
37	条約ニ基ク外国トノ利権契約ニ依リ外国ニ於テ事業ヲ営ムコトヲ目的トスル帝国会社ニ関スル法律	
39	同盟及聯合國ト独逸国及其ノ同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ救恤ニ関スル法律	
40	帝国美術院美術研究奨励金委任経理ニ関スル法律	
42	○ 外国人土地法	
44	○ 薬剤師法	
46	○ 治安維持法	
47	○ 衆議院議員選挙法	○
48	貴族院令第六条ノ議員選挙ニ付衆議院議員選挙法中罰則ノ規定準用ニ関スル法律	
49	中国鉄道株式会社所属鉄道及東京電灯株式会社所属軌道ノ経営廢止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
50	長州鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
51	関東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入税免除ニ関スル法律	
52	支那ニ於ケル帝国法人ノ所有スル船舶等ニ関スル法律	
〔大正15年〕 83法 〔昭和元年〕		
11	○ 営業収益税法	
12	○ 資本金子税法	
16	○ 清涼飲料税法	
24	地方税ニ関スル法律	28条

関法 第70巻 第5号

26	○ 健康保険特別会計法	
30	造幣局工場其ノ他改築費ニ関スル法律	
31	京都高等工芸学校移転改築費ニ関スル法律	
35	○ 輸出生糸検査法	4条
39	○ 郵便年金法	
40	○ 郵便年金特別会計法	
41	日本興業銀行外二銀行ノ対支借款関係債務ノ整理ニ関スル法律	
42	○ 商事調停法	5条
44	大正九年ニ於ケル尼港事変及「オコーツク」事変ノ為損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ関スル法律	
45	○ 土地賃貸価格調査法	4条
46	○ 製鉄所特別会計法	
47	旧價ニ依リ永小作権者カ地租額負担ヲ約シタル田畑ノ地租免除ニ関スル法律	衆法
49	○ 製鉄業奨励法	
51	海軍軍備制限ニ関スル条約ノ実施ニ伴フ損害ノ補償ニ関スル法律	
52	特別都市計画法第五条ノ土地区画整理ニ伴フ清算金及補償金ニ関スル法律	
53	○ 獣医師法	
55	衆議院議員ノ選挙権ニ関スル法律	
56	北海道議員及府県議員ノ選挙権及被選挙権並市町村会議員ノ公民権ニ関スル法律	
57	○ 労働争議調停法	
59	東濃鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
60	暴力行為等処罰ニ関スル法律	
62	○ 民事訴訟法中改正法律施行法	大15法61は民事訴訟法の一部改正法（8編中5編を改正）
78	土地収用法中郡長ノ職務ヲ定ムル規定ノ適用ニ関スル法律	
80	徴發令中郡及郡長ニ関スル規定ノ適用ニ関スル法律	
83	王公族ノ権義ニ関スル法律	
〔昭和2年〕 56法		
1	外国官庁ノ用地トシテ貸付スル国有財産ニ関スル法律	
11	○ 朝鮮事業公債法	2条
14	○ 不良住宅地区改良法	
15	国有財産整理資金特別会計法ノ特例ニ関スル法律	
16	○ 土地賃貸価格調査委員会法	
17	震災被害者ニ対スル租税ノ免除猶予等ニ関スル法律	
18	御料地地下地ノ地租及登録免除ニ関スル法律	
19	○ 震災手形損失補償公債法	4条
20	○ 震災手形善後処理法	
21	○ 銀行法	
25	○ 海外移住組合法	
27	○ 輸出絹織物取締法	
29	水戸鉄道株式会社、越後鉄道株式会社、陸奥鉄道株式会社、苦小牧輕便鉄道株式会社及日高拓殖鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

31	○	計理士法	
35	○	公益質屋法	
40	○	防火地区内借地権処理法	
41		国産奨励ノ為ノ会計法ノ特例ニ関スル法律	
45	○	保稅工場法	
46	○	兌換銀行券整理法	4条
47	○	兵役法	○ 明22法1の全部改正
48	○	花柳病予防法	
49	○	商工会議所法	
51		王公族ヨリ内地ノ家ニ入りタル者及内地ノ家ヲ去リ王公家ニ入りタル者ノ戸籍等ニ関スル法律	
55	○	日本銀行特別融資及損失補償法	
56		台湾ノ金融機関ニ対スル資金融資ニ関スル法律	
〔昭和3年〕 7法			
1		大嘗祭齋田ノ土地免租ニ関スル法律	
5		神戸高等商業学校移転改築費ニ関スル法律	
〔昭和4年〕 67法			
2	○	樺太町村制	大10法47の全部改正
9		馬ノ伝染性貧血ニ罹リタル馬ノ殺処分ニ関スル法律	
11	○	家畜再保険特別会計法	
14	○	糸価安定融資補償法	
16		山口県営軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
17	○	国宝保存法	
19	○	家畜保険法	○
26		神戸商業大学移転改築費ニ関スル法律	
27		借入金整理ニ関スル法律	
28		製鉄所特別会計ニ於テ大蔵省預金部ノ横浜正金銀行ニ対スル債権ノ譲渡ヲ受クルコトニ関スル法律	
36		同盟及聯合國ト独逸国及其ノ同盟国トノ戦争ニ因リ損害ヲ被リタル帝国臣民ノ追加救恤ニ関スル法律	
39	○	救護法	○
41		昭和二年及三年ニ於ケル支那事件ニ関スル一時賜金トシテ交付スル公債発行ニ関スル法律	
42		大礼記念帝室博物館復興翼賛会事業費ノ補助ニ関スル法律	
52		製塩地整理ニ関スル法律	
53	○	資源調査法	
65	○	朝鮮簡易生命保険特別会計法	
66		朝鮮簡易生命保険ノ事務ニ関スル郵便物ニ関スル法律	
〔昭和5年〕 9法			
3		製鉄所特別会計ニ於テ大蔵省預金部又ハ日本銀行ノ横浜正金銀行又ハ株式会社日本興業銀行ニ対スル債権ノ譲渡ヲ受クルコトニ関スル法律	
6	○	輸出補償法	
9		盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	
〔昭和6年〕 69法			

関法 第70巻 第5号

8	特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルコトニ関スル法律	
9	特別会計ニ於ケル管繕費ニ関スル法律	
13	京都高等工芸学校移転改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ関スル法律	
15	○ 抵当証券法	
24	○ 蚕糸業組合法	○
28	○ 地租法	○
35	祐徳軌道株式会社所属軌道補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
36	○ 国立公園法	
37	○ 牧野法	
40	重要産業ノ統制ニ関スル法律	10条
42	○ 無尽業法	
45	「ロンドン」海軍条約実施ニ伴フ海軍職工整理ニ関スル公債発行ニ関スル法律	
46	震災被害者ニ対スル租税ノ減免猶予等ニ関スル法律	
52	○ 自動車交通事業法	○
54	○ 労働者災害扶助法	
55	○ 労働者災害扶助責任保険法	
56	○ 労働者災害扶助責任保険特別会計法	
57	○ 入営者職業保障法	
59	○ 寄生虫病予防法	
60	○ 刑事補償法	
61	○ 電気事業法	
67	国際決済銀行ニ租税等ヲ課セザルコトニ関スル法律	
	[昭和7年] 35法	
1	満洲事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律	
2	市町村義務教育費国庫負担法第三条ノ特例ニ関スル法律	
4	輸入税ノ従量税率ニ関スル法律	
6	昭和七年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
7	行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債発行ニ関スル法律	
8	昭和七年度以降国債償還資金ノ繰入一部停止ニ関スル法律	
10	○ 日本銀行納付金法	1条
11	○ 日本銀行参与会法	
12	造幣局資金払出ニ関スル法律	
13	恩給ノ減額補給及停止ニ関スル法律	
15	柳河軌道株式会社所属軌道補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
16	国債ノ価額計算ニ関スル法律	
17	○ 資本逃避防止法	
18	○ 糸価安定融資担保生糸買取法	
19	○ 糸価安定融資損失善後処理法	
20	○ 手形法	○
23	○ 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法	
24	○ 不動産融資及損失補償法	
25	○ 商業組合法	
26	○ 金銭債務臨時調停法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

28	○	商品券取締法	
29	○	製糸業法	
32	○	産業組合中央金庫特別融通及損失補償法	
35		道路法中特例ニ関スル法律	衆法
		[昭和8年] 58法	
3		昭和八年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
4		造幣局工場及其ノ附属設備ノ新営費ニ関スル法律	
5		大阪帝国大学工学部設置ニ付帝国大学特別会計及官立大学特別会計ノ関涉ニ関スル法律	
11	○	船舶安全法	
13		震災被害者ニ対スル租税ノ免除猶予等ニ関スル法律	
15		海軍工廠資金臨時補足ニ関スル法律	
16		旧韓国起業資金貸付ノ為発行シタル英貨興業債券ノ元利支払為替差損金補給ニ関スル法律	
21	○	農村負債整理組合法	○
23		昭和八年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
24	○	米穀統制法	
28	○	外国為替管理法	
29	○	宇品港域軍事取締法	
30	○	農業動産信用法	○
34		南満洲鉄道株式会社ノ株式引受ニ関スル法律	
35		両備鉄道株式会社所属鉄道外四鉄道及兼業ニ属スル資産買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
36		富山鉄道株式会社所属鉄道中堀川新笹津間経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
40	○	児童虐待防止法	
41	○	通信事業特別会計法	
42		身元保証ニ関スル法律	衆法
43		重要美術品等ノ保存ニ関スル法律	
47	○	日本製鉄株式会社法	
53	○	弁護士法	○
54		法律事務取扱ノ取締ニ関スル法律	
55	○	少年教護法	衆法
57	○	小切手法	○
		[昭和9年] 54法	
5		昭和九年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
7		満洲事件ニ関スル一時賜金トシテ交付スル公債発行ニ関スル法律	
9	○	旭川市旧土人保護地処分法	3条
14	○	不正競争防止法	
16		秋田鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
17		播電鉄道株式会社所属鉄道ノ経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
21		函館市ノ火災被害者ニ対スル租税ノ免除猶予等ニ関スル法律	
22		地方鉄道法又ハ軌道法ニ依リ交付スル国債証券ニ関スル法律	
24		昭和九年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	

関法 第70巻 第5号

25	○	原蚕種管理法	
26	○	石油業法	
31		昭和九年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債第二次追加発行ニ関スル法律	
32	○	政府所有米穀特別処理法	3条
33	○	臨時米穀移入調節法	5条
36	○	輸出水産物取締法	
39	○	軍用電気通信法	
43	○	輸出生糸取引法	
44	○	日本銀行金買入法	
45		貿易調節及通商擁護ニ関スル法律	
51		風水害ニ因ル被害者ニ対スル租税ノ減免猶予等ニ関スル法律	
52		凶作地ニ対スル政府所有米穀ノ臨時交付ニ関スル法律	
〔昭和10年〕 47法			
5		国際文化事業ニ関スル経費支弁ニ関スル法律	
6		造幣局ノ庁舎、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ付属設備ノ新営費ニ関スル法律	
7		東京高等農林学校及函館高等水産学校ノ創設ニ伴フ帝國大学特別会計及学校及図書館特別会計ノ関涉ニ関スル法律	
10		札幌軌道株式会社及矢作水力株式会社所属軌道ノ経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
11		宮崎県営鉄道及軌道並ニ大隅鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
13		昭和十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
14		昭和十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
20	○	臨時利得税法	
21		昭和十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債第二次追加発行ニ関スル法律	
25		政府貸付金処理ニ関スル法律	
27		南朝鮮鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
41	○	倉庫業法	
〔昭和11年〕 45法			
3		昭和十一年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
4		昭和十一年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為特別会計ニ属スル資金ノ繰替使用等ニ関スル法律	
9	○	産繭処理統制法	
14	○	商工組合中央金庫法	○
15	○	東北興業株式会社法	○
16	○	東北振興電力株式会社法	
18		岩手輕便鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道及兼業ニ属スル資産買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
19		江当軌道株式会社所属軌道ノ経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
22	○	米穀自治管理法	
24	○	榧共同貯蓄助成法	3条
26	○	重要輸出品取締法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

29	○	思想犯保護観察法	
30	○	重要肥料業統制法	
33	○	自動車製造事業法	
35	○	航路統制法	
36	○	土地賃貸価格改訂法	
37		土地賃貸価格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ関スル法律	11条
42	○	退職積立金及退職手当法	○
43	○	台湾拓殖株式会社法	
45	○	不穩文書臨時取締法	4条
		〔昭和12年〕 94法	
1	○	樺太市制	
3	○	臨時租税増徴法	
4	○	法人資本税法	
5	○	外貨債特別税法	
6	○	揮発油税法	
7	○	有価証券移転税法	
8		昭和十二年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
9		一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為特別会計ヨリ為ス繰入金ニ関スル法律	
10		一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為大蔵省預金部特別会計ヨリ為ス繰入金ニ関スル法律	
13		東京農業教育専門学校創設ニ伴フ帝国大学特別会計及学校及図書館特別会計ノ関涉ニ関スル法律	
16	○	糸価安定施設法	
17	○	糸価安定施設特別会計法	
19	○	母子保護法	
23	○	漁船保険法	○
24	○	漁船再保険特別会計法	
25	○	森林火災国営保険法	
26	○	森林火災保険特別会計法	
29		昭和十二年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
30		神戸商業大学移転改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ関スル法律	
32	○	アルコール専売法	
36		帝国ノ満州国ニ於ケル治外法権ノ撤廃及南満州鉄道附屬地行政権ノ調整乃至移譲ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公債発行ニ関スル法律	
37		横荘鉄道株式会社所属鉄道外三鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
39	○	揮発油及アルコール混用法	
42	○	保健所法	
43		海外移住組合联合会ニ対スル政府貸付金ノ出資等ニ関スル法律	
45	○	小運送業法	
46	○	日本通運株式会社法	
47	○	防空法	
49		北支事件ニ関スル経費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律	
51		特別会計ニ於ケル北支事件特別税収入ニ相当スル金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律	

52	○	人造石油製造事業法	
53	○	帝国燃料興業株式会社法	○
57		鉄ノ輸入税免除ニ関スル法律	
59	○	産金法	
60	○	金準備評価法	4条
61	○	金資金特別会計法	
66	○	北支事件特別税法	
68	○	製鉄事業法	
72	○	軍機保護法	
73		貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律	14条
74	○	貿易組合法	○
76	○	百貨店法	
77	○	農村負債整理資金特別融通及損失補償法	
78		紀元二千六百年記念日本万国博覧会抽選券付回数入場券発行ニ関スル法律	
79	○	船員法	○
80		通信事業特別会計ニ於ケル簡易生命保険及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ要スル経費ニ関スル法律	
84		支那事変ニ関スル臨時軍事費支弁ノ為公債発行ニ関スル法律	衆法
85	○	臨時軍事費特別会計法	2条
86	○	臨時資金調整法	
88		軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律	
89		臨時馬ノ移動制限ニ関スル法律	
90		米穀ノ応急措置ニ関スル法律	
91	○	臨時肥料配給統制法	
92		輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律	
93	○	臨時船舶管理法	
94		支那事変ノ為従軍シタル軍人及軍属ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル法律	
〔昭和13年〕 87法			
6		昭和十三年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
8		造幣局東京出張所庁舎其ノ他ノ新営費ニ関スル法律	
9		対支文化事業特別会計法ノ特例ニ関スル法律	
15	○	産業組合自治監査法	
16		軍ノ需要充足ノ為会計法ノ特例ニ関スル法律	
21		昭和十三年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
22		支那事変ニ関スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル為特別会計ヨリ為ス繰入金ニ関スル法律	
23		関東局、朝鮮総督府、台湾総督府及樺太庁ノ各特別会計ニ於ケル租税収入ノ一部ニ相当スル金額等ヲ臨時軍事費特別会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律	
26	○	日滿司法事務共助法	
28	○	商店法	
30		兵役ノ義務ナカリシ者等ニシテ支那事変ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ関スル法律	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

31	○	石油資源開発法	
32	○	有価証券業取締法	
35	○	重要鉱物増産法	
36	○	日本産金振興株式会社法	○
39	○	飼料配給統制法	
40	○	工作機械製造事業法	
41	○	航空機製造事業法	
51	○	支那事変特別税法	
52	○	臨時租税措置法	
53		印刷局据置運転資本補足ニ関スル法律	
54	○	有価証券引受業法	
55	○	国家総動員法	
57	○	恩給金庫法	○
58	○	庶民金庫法	○
59	○	社会事業法	
60	○	国民健康保険法	○
61	○	職業紹介法	
64		兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法律	
67	○	農地調整法	
68	○	農業保険法	○
69	○	臨時農村負債処理法	
70	○	硫酸アンモニア増産及配給統制法	
71	○	陸上交通事業調整法	
73	○	商法中改正法律施行法	昭13法72は「商法中改正法律」(第4編の削除等)
74	○	有限会社法	◎
75	○	日満国税徴収事務共助法	5条
76	○	電力管理法	
77	○	日本発送電株式会社法	○
78		電力管理ニ伴フ社債処理ニ関スル法律	
81	○	北支那開発株式会社法	○
82	○	中支那振興株式会社法	○
84		支那事変ニ際シ召集中ノ者ノ選挙権及被選挙権ニ関スル法律	
86	○	臨時通貨法	
87		本邦内ニ於テ募集シタル外国債ノ待遇ニ関スル法律	
		[昭和14年] 89法	
2		昭和十四年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
5		名古屋帝国大学創設ニ伴フ帝国大学特別会計及官立大学特別会計ノ関涉ニ関スル法律	
6	○	農業再保険特別会計法	
10		満州国ニ於ケル領事官ノ裁判ノ廃止ニ関スル法律	
11	○	人事調停法	
16	○	林業種苗法	
21		朝鮮鉄道株式会社所属金泉慶北安東間鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	

関法 第70巻 第5号

22	○	青年学校教育費国庫補助法	4条
25	○	軍用資源秘密保護法	
27	○	酪農業調整法	
29		昭和十四年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
31		支那事変ニ関スル特別賜金トシテ交付スル為公債発行ニ関スル法律	
35	○	台湾米穀移出管理特別会計法	
36	○	軍用自動車検査法	
38		競馬法ノ臨時特例ニ関スル法律	
39		災害被害者ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル法律	
41	○	保険業法	
42		司法保護事業法	
52	○	国境取締法	4条
54	○	臨時陸軍材料資金特別会計法	5条
59		朝鮮銀行券及台湾銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法律	
66	○	映画法	
67		著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律	15条
68		商法ヲ引用スル条文ノ整理ニ関スル法律	39条
69	○	海運組合法	
70	○	造船事業法	
71	○	船舶建造融資補給及損失補償法	
72	○	職員健康保険法	
73	○	船員保険法	
75	○	種馬統制法	
76	○	軍馬資源保護法	
77	○	宗教団体法	
78		寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律	
81	○	米穀配給統制法	
82		帝国鉱業開発株式会社法	
84	○	大日本航空株式会社法	
87		青年学校令ニ依リ就学セシメラルベキ者ノ就業時間ニ関スル法律	
88	○	軽金属製造事業法	
		[昭和15年] 108法	
4		委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ関スル法律	
6		昭和十五年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
7		造幣局東京出張所ノ庁舎、工場其ノ他ノ建物及其ノ附属設備ノ新営拡張ニ要スル経費ニ関スル法律	
10	○	政府出資特別会計法	
11	○	陸軍航空工廠資金特別会計法	
12	○	職員健康保険特別会計法	
13	○	船員保険特別会計法	
14		船員保険事業ノ経営ニ伴フ関係各会計間ノ分担及関渉ニ関スル法律	
22	○	義務教育費国庫負担法	4条
24	○	所得税法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

25	○	法人税法	
26	○	特別法人税法	
27	○	配当利子特別税法	
30	○	建築税法	
31	○	鉱区税法	5条
33	○	営業税法	
35	○	酒税法	◎
40	○	物品税法	
41	○	遊興飲食税法	
43	○	通行税法	
44	○	入場税法	
55	○	所得税法人税内外地関渉法	
59		租税法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ関スル法律	24条
60	○	地方税法	◎
61	○	地方分与税法	◎
67	○	地方分与税分与金特別会計法	
68		昭和十五年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
69		支那事変ニ関スル一時賜金トシテ交付スル為公債発行ニ関スル法律	
71	○	損害保険国営再保険法	
72	○	損害保険国営再保険特別会計法	
73	○	木炭需給調節特別会計法	
75	○	神宮関係特別都市計画法	
79		陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法及海軍工廠資金会計法ノ臨時特例ニ関スル法律	
84		金華山軌道株式会社及朝倉軌道株式会社所属軌道ノ経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
85		樺太鉄道株式会社所属鉄道買収ノ為公債発行ニ関スル法律	
86	○	輸出資金及輸出品製造資金融通損失補償法	5条
89	○	装蹄師法	
92		獣医師法等ノ臨時特例ニ関スル法律	
95	○	輸出毛織物取締法	
96	○	有機合成事業法	
98	○	農産物検査法	
100	○	日本輸出農産物株式会社法	
101	○	日本肥料株式会社法	
104	○	石炭配給統制法	昭20法25で題名「石炭及コーク配給統制法」
105	○	国民体力法	
107	○	国民優生法	
108	○	家屋税法	◎
		[昭和16年] 99法	
3		商工会議所法第十四条ノ臨時特例ニ関スル法律	
4		衆議院議員ノ任期延長ニ関スル法律	
5		府県會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ関スル法律	

関法 第70巻 第5号

14	兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律	
15	朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ関スル法律	
23	昭和十六年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
28	関東局、台湾総督府、樺太庁及南洋庁ノ各特別会計ニ於ケル簡易生命保険及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ関スル経費等ニ関スル法律	
31	昭和十六年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債追加発行ニ関スル法律	
35	委員会等ノ整理等ニ関スル法律	36条
36	○ 医療保護法	
42	○ 国民更生金庫法	○
46	○ 住宅営団法	○
47	○ 貸家組合法	○
48	○ 国民労務手帳法	
49	○ 国防保安法	○
50	○ 樺太開発株式会社法	○
51	○ 帝都高速度交通営団法	○
52	富士身延鉄道株式会社及白棚鉄道株式会社所属鉄道買取ニ関スル法律	
54	○ 治安維持法	○
60	○ 労働者年金保険法	○
64	○ 国民貯蓄組合法	
65	○ 農地開発法	
66	○ 木材統制法	
67	○ 蚕糸業統制法	
68	○ 東亜海運株式会社法	○
73	○ 帝国石油株式会社法	○
74	○ 船舶保護法	
81	留萌鉄道株式会社及新潟臨港開発株式会社所属鉄道買取ノ為公債発行ニ関スル法律	
82	田名部運輸軌道株式会社所属軌道ノ経営廃止ニ対スル補償ノ為公債発行ニ関スル法律	
83	○ 外国為替管理法	
86	○ 重要機械製造事業法	
87	昭和十二年法律第五十七号改正法律	全部改正
88	酒税等ノ増徴等ニ関スル法律	
92	○ 産業設備営団法	○
94	台湾米穀移出管理特別会計法ノ特例ニ関スル法律	
96	○ 戦争保険臨時措置法	
97	○ 言論、出版、集会、結社等臨時取締法	
98	戦時犯罪処罰ノ特例ニ関スル法律	
99	○ 敵産管理法	
	[昭和17年] 86法	
2	昭和十七年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
8	○ 兵器等製造事業特別助成法	
10	○ 会計法戦時特例	3条
11	○ 社債等登録法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

15	国家総動員法第十八条ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官庁ノ 職権ヲ行ハシムルコトニ関スル法律		
17	退役将校ノ予備役復帰ニ関スル法律		
18	獣医師法第二条ノ臨時特例ニ関スル法律		
23	昭和十五年法律第七十九号改正法律		全部改正
25	高等商船学校及商船学校ノ移管ニ伴フ一般会計及学校及図書館 特別会計ノ関涉ニ関スル法律		
27	木炭需給調節特別会計据置運転資本臨時補足ニ関スル法律		
29	○ 労働者年金保険特別会計法		
32	○ 戦時金融金庫法	○	
33	○ 南方開発金庫法	○	
40	○ 食糧管理法		
46	○ 税務代理士法		
58	○ 電気瓦斯税法		
59	○ 広告税法		
60	○ 馬券税法		
62	○ 裁判所構成法戦時特例		
63	○ 戦時民事特別法	○	
64	○ 戦時刑事特別法	○	
65	戦時に於ケル領事官ノ裁判ノ特例ニ関スル法律		
67	○ 日本銀行法	○	
69	○ 重要物資管理営団法	○	
70	○ 国民医療法	○	
71	○ 戦時災害保護法	○	
73	○ 戦時災害国税減免法		
74	所得税等ノ日滿二重課税防止ニ関スル法律		
83	○ 小形船舶乗組員手帳法		
	〔昭和18年〕 111法		
7	○ 戦争死亡傷害保険法		
9	昭和十八年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律		
12	○ 營繕用品資金特別会計法		
13	造幣局ノ資金ニ関スル法律		
16	○ 燃料局特別会計法		
17	昭和十二年法律第八十号改正法律		全部改正
18	○ 朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計法		
19	朝鮮郵便年金ノ事務ニ関スル郵便物ニ関スル法律		
22	農業保険ノ保険料国庫負担等ノ交付及分担等ニ関スル法律		
23	樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太庁特別会計ト他ノ会計トノ関 涉ニ関スル法律		
24	北海道鉄道株式会社所属鉄道外十一鉄道買収ノ為公債発行ニ 関スル法律		
25	多獅島鉄道株式会社所属新義州市間鉄道買収ノ為公債発行 ニ関スル法律		
26	○ 交易営団法	○	
39	○ 木船保険法		

41	○	俘虜処罰法	
42		銀行等ノ事務ノ簡素化ニ関スル法律	
43		普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律	
44	○	日本証券取引所法	○
45	○	市街地信用組合法	○
46	○	農業団体法	○
47	○	水産業団体法	○
48	○	薬事法	○
50	○	石油専売法	
51	○	日滿地方税徴収事務共助法	
52	○	商工経済会法	
53	○	商工組合法	○
56		在滿日本人ノ身分ニ関スル滿州国裁判ノ効力ニ関スル法律	
60	○	外貨債処理法	
61		占領地軍政官憲ノ為シタル行為ノ法律上ノ効力等ニ関スル法律	
64	○	納税施設法	○
71	○	特別行為税法	
72		輸出スル物品ニ対スル内国税免除又ハ交付金交付ノ停止等ニ関スル法律	
75	○	戦時行政特例法	1条
76	○	許可認可等臨時措置法	1条
84	○	為替交易調整特別会計設置等為替交易調整法	○
86	○	特殊財産資金特別会計法	
88		陪審法ノ停止ニ関スル法律	
89	○	東京都制	◎
90		道府県會議員等ノ任期延長ニ関スル法律	
91	○	朝鮮食糧管理特別会計法	
93		朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル為ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル經費ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
94		台湾ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル為ノ補給金ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律	
95	○	企業整備資金措置法	
98		衆議院議員ニシテ大東亞戰爭ニ際シ招集中ナルニ因リ其ノ職ヲ失ヒタルモノノ補闕及復職ニ関スル法律	
108	○	軍需会社法	
109	○	工業所有権法戦時特例	
111		国債関係事務簡捷化ニ関スル法律	
		[昭和19年] 33法	
2	○	訴訟費用等臨時措置法	5条
3	○	会社等臨時措置法	
4		経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律	
8		昭和十九年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ為ノ公債発行ニ関スル法律	
9	○	学校特別会計法	
10	○	厚生保険特別会計法	

昭和22年までに制定された法律の法令名について

11	○	農業家畜再保険特別会計法	
12	○	簡易生命保険及郵便年金特別会計法	
13	○	台湾事業用品資金特別会計法	
17	○	戦時喪失無記名国債証券臨時措置法	
18	○	戦時特殊損害保険法	
20		朝鮮ニ於ケル裁判手続簡素化ノ為ノ国防保安法及治安維持法ノ戦時特例ニ関スル法律	
27	○	鉄道敷設法戦時特例	1条
30	○	大日本育英会法	○
		〔昭和20年〕 64法	
1		明治三十五年法律第四十九号国勢調査ニ関スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ関スル法律	
2	○	外資金庫法	○
11	○	生命保険中央会法	○
12	○	損害保険中央会法	○
18		昭和二十年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ為ノ公債発行ニ関スル法律	
19		地方鉄道及軌道ニ於ケル納付金等ニ関スル法律	
20	○	現役青年学校職員俸給費国庫補助法	3条
21	○	軍需金融等特別措置法	
28		司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律	
30	○	軍事特別措置法	
31		衆議院議員ノ補闕選挙等ノ一時停止ニ関スル法律	
35	○	戦時森林資源造成法	衆法
38	○	戦時緊急措置法	5条
39	○	義勇兵役法	
40		国民義勇戦闘隊員ニ関スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法会議法及海軍軍法会議法ノ適用ニ関スル法律	10条
41		衆議院議員選挙法第十条ノ特例ニ関スル法律	8月16日公布
51	○	労働組合法	○
53		貿易資金設置ニ関スル法律	
56		判事及検事ノ退職並ニ判事ノ転所ニ関スル法律	
57	○	蚕糸業法	
		〔昭和21年〕 64法	
4		軍人及び軍属以外の者に交付された賜金国庫債券を無効とする事に関する法律	
6	○	金融機関経理応急措置法	
7	○	会社経理応急措置法	
10		道府県会議員等の任期延長に関する法律	
11		弁護士及び弁護士試補の資格の特例に関する法律	
13	○	罹災都市借地借家臨時処理法	
15	○	租税特別措置法	
17	○	生活保護法	○
18		改定予算に関する法律	
19	○	特別都市計画法	

関法 第70巻 第5号

20	帝国議会各議院の議長、副議長及び議員の手当に関する法律	
24	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律	
25	○ 労働関係調整法	○
30	衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する法律	
32	○ 臨時物資需給調整法	
34	○ 復興金融金庫法	○
35	○ 林業会法	
36	○ 恩給法臨時特例	
38	○ 戦時補償特別措置法	◎
39	○ 金融機関再建整備法	◎
40	○ 企業再建整備法	◎
41	○ 特別和議法	
43	○ 自作農創設特別措置法	
44	○ 自作農創設特別措置特別会計法	
46	○ 産業復興営団法	○
47	復興金融金庫及び産業復興営団出資払込金支弁のための公債発行に関する法律	
48	○ 厚生年金保険法及び船員保険法特例	1条
51	○ 商工協同組合法	○
52	○ 財産税法	◎
53	○ 財産税等収入金特別会計法	
54	○ 貿易資金特別会計法	
55	帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律	
56	○ 大蔵省預金部等損失特別処理法	
57	○ 地方競馬法	衆法
59	議院法の特例に関する法律	
60	政府の契約の特例に関する法律	
63	○ 増加所得税法	
64	昭和二十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律	
〔昭和22年〕 247法（帝国議会下のものは88法）		
2	衆議院議員選挙法第十二条の特例等に関する法律	衆法
3	○ 皇室典範	○
4	○ 皇室経済法	
5	○ 内閣法	
6	○ 開拓者資金通法	
7	○ 開拓者資金通特別会計法	
8	有価証券の処分の調整等に関する法律	24条
9	会計法第七条第一項の規定の特例に関する法律	
10	昭和二十一年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律	
11	○ 参議院議員選挙法	◎
13	○ 請願法	5条

昭和22年までに制定された法律の法令名について

15	都道府県及び市区町村の議会の議員及び長の選挙の期日等に関する法律	
16	選挙運動の文書図画等の特例に関する法律	16条、衆法
18	○ 統計法	
19	会計法等の特例に関する法律	
20	○ 恩赦法	
21	日本証券取引所の解散等に関する法律	14条、実質的に廃止法
22	○ 証券取引法	◎
25	○ 教育基本法	
26	○ 学校教育法	○
27	○ 所得税法	◎
28	○ 法人税法	◎
30	○ 土地台帳法	◎
31	○ 家屋台帳法	◎
33	○ 地方分与税法	◎
34	○ 財政法	◎
35	○ 会計法	◎
36	○ 専売局及び印刷局特別会計法	明23法17の全部改正
38	○ 国有林野事業特別会計法	
39	○ アルコール専売事業特別会計法	
40	○ 国有鉄道事業特別会計法	
41	○ 通信事業特別会計法	
47	○ 金融機関債券発行特例法	5条
49	○ 労働基準法	◎
50	○ 労働者災害補償保険法	◎
51	○ 労働者災害補償保険特別会計法	
52	○ 船舶公団法	○
53	昭和十四年法律第七十八号を改正する法律	全部改正
54	○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	◎
55	○ 石油配給公団法	○
56	○ 配炭公団法	○
57	○ 産業復興公団法	○
58	○ 貿易公団法	○
59	○ 裁判所法	◎
60	○ 裁判所法施行法	
61	○ 検察庁法	
62	○ 価格調整公団法	
63	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律	
64	裁判所職員の定員に関する法律	
65	裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律	
66	検察官の俸給等の応急的措置に関する法律	
67	○ 地方自治法	◎
69	○ 行政官庁法	
70	○ 宮内府法	

関法 第70巻 第5号

71	皇室経済法の施行に関する法律		
72	日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律		
73	○ 会計検査院法	◎	
74	日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律		10条
75	日本国憲法の施行に伴う民事訴訟法の応急的措置に関する法律		
76	日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律		21条
78	○ 特別調達庁法	○	
79	○ 国会法	○	衆法
80	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律		衆法、昭22法161で件名と同じ題名に
81	議院に出頭する証人の旅費及び日当に関する法律		衆法、昭22法96で件名と同様(「証人等」に)の題名に
82	国会予備金に関する法律		衆法
83	○ 議院事務局法		衆法
84	○ 国会図書館法		衆法
85	○ 国会職員法	○	衆法
87	○ 相続税法	◎	
95	○ <u>国会議員の特別手当に関する法律</u>		1条、衆法
97	○ 労働省設置法		
100	○ 船員法	◎	
101	○ 保健所法		
109	生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律		
110	大学等へ死体交付に関する法律		
111	皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律		
113	○ 皇室経済法施行法		
115	○ 農産種苗法		
116	日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律		11条
117	裁判所予備金に関する法律		
118	○ 災害救助法	○	
119	政府職員に対する一時手当の支給に関する法律		
120	○ 国家公務員法	◎	
121	国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律		
125	○ 国家賠償法		
127	裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律		14条
128	医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律	○	4章22条
129	大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律		
130	○ 道路交通取締法	◎	
131	財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律		
132	○ 農業協同組合法	○	
133	農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律		40条
135	○ 海難審判法	◎	
136	○ 最高裁判所裁判官国民審査法	◎	衆法
137	○ 裁判官弾劾法	◎	衆法

昭和22年までに制定された法律の法令名について

138	昭和二十二年法律第五十四号私的私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律		
140	政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律		
141	○ 職業安定法	◎	
143	○ 非戦災者特別税法	◎	
144	○ 郵便貯金法	◎	
145	○ 失業手当法		
146	○ 失業保険法	◎	
147	○ 薪炭需給調節特別会計法		
148	○ 補助貨幣損傷等取締法		1条
149	○ すき入紙製造取締法		1条
151	国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律		
152	○ 家事審判法	○	
153	○ 家事審判法施行法	○	本則に一括整理規定を含む衆法
154	○ 全国選挙管理委員会法		
155	○ 地方財政委員会法		
157	○ 失業保険特別会計法		
158	北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のための一時手当の支給に関する法律		
159	赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律		
160	罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律		
164	○ 児童福祉法	◎	
165	○ 郵便法	○	
166	政府職員に対する一時手当の支給に関する法律		
167	労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律		
168	財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律		
170	大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律		
171	政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律		16条
172	○ 酒類配給公団法	○	
175	昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律		全部改正、改正後10条
176	農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律		
179	○ 貿易資金特別会計法		
181	○ 臨時金利調整法		
182	○ 未復員者給与法		
183	旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律		
185	○ 農業災害補償法	○	

関法 第70巻 第5号

186	食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律	
188	食糧の輸入税を免除する法律	
189	○ 印紙等模造取締法	2条
190	○ 会社利益配当等臨時措置法	
191	○ 道路運送法	◎
192	横須賀港を開港に指定する等の法律	
193	○ 法務庁設置法	
194	国の利害に関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律	
195	法務庁設置に伴う法令の整理に関する法律	16条
196	○ 警察法	◎
197	○ 通貨発行審議会法	5条
199	副検事の任命資格の特例に関する法律	
201	○ 食料品配給公団法	○
202	○ 飼料配給公団法	○
203	○ 油糧配給公団法	○
206	○ 毒物劇物営業取締法	
207	○ 過度経済力集中排除法	
208	過度経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律	
216	政府職員に対する一時手当の支給に関する法律	
217	○ <u>あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法</u>	
219	○ 臨時石炭鉱業管理法	◎
221	○ 都会地転入抑制法	4条、昭21勅126の全部改正
223	民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律	28条、昭22法222で民法第4編及び第5編を全面的に改正
224	○ 戸籍法	◎
225	○ <u>議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律</u>	衆法
226	○ 消防組織法	◎
227	特別都市計画法第四条の規定による国庫補助を国債証券の交付により行う等の法律	
228	市街地建築物法の適用に関する法律	
229	物品の無償貸付及び譲与等に関する法律	
230	勤業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律	
231	国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律	
232	○ 医薬部外品等取締法	◎
233	○ 食品衛生法	
234	○ 理容師法	
236	○ 船員保険特別会計法	
237	○ 建設院設置法	
239	内務省官制等の廃止に伴う法令の整理に関する法律	
245	○ 栄養士法	

注：1 昭和22年までに公布された法律について、明治23年以降における一部改正法（法律で設

昭和22年までに制定された法律の法令名について

- けられている制度の一部を廃止するもの、限時法の有効期限の特例を定めるもの、「裁判所管轄区域変更法律（件名）」など戦前における地方の裁判所の設置・管轄区域変更に係るものであって件名中に所在地名がないものを含む。）及び既存の法律を廃止する法律を除き、その法令名を掲載している。なお、各年に付記された法律数は、当該年において公布されたものである。
- 2 「題名」欄に○印が付されているものは、題名が付されている法律（題名法）であり、そのうち題名中に仮名が使用されているものについては、「法令名」欄で下線を付している。また、題名が付されていないもの（件名法）の「法令名」欄の記載は公布文における表現による。全部改正法については、改正後の法律により題名法と件名法を区分した。
 - 3 「章・目次」欄に○又は◎印が付されているものは章建ての法律であり、編建てのものを含む。このうち◎印のものは目次が設けられているものである。

なお、章建ての法律が新たに制定される場合、現在では、そのすべてに目次が設けられるようになっており、法律番号及び題名の次に「目次」との見出しが付されることになっている。しかし、昭和23年中頃までは目次が付されないことも多く、目次が付される場合は、法律番号の次に題名に「目次」との語句を加えたもの（例えば、明23法6では「裁判所構成法目次」）が目次の見出しとして付され、目次の次に題名が記載されるのが通例となっている。そして、この目次の見出しについては、題名そのものや題名に「目録」と語句を加えたものが付されることもあり、これらの場合は「備考」欄に記載している。
 - 4 「備考」欄の条数は、本則が5条以下の題名法及び同10条以上の件名法における本則の条数である。また、「衆法」又は「貴法」とあるものは議員立法によるものである。
 - 5 公布文中の記載は「民法中財産編財産取得編債権担保編」で、法律中の財産編及び財産取得編に目次（例えば「民法財産編目録」）と題名（民法）が設けられており、それぞれ第1条から始まっている。
 - 6 公布文中の記載は「民法中財産取得編人事編」で、法律中の各編に目次（例えば「民法財産取得編目録」）と題名（民法）が設けられており、財産取得編では明23法28の続き（第13章（相続）の第286条）から始まるのに対し、人事編では第1条から始まっている。
 - 7 明29法20～26及び同38～55は、次の各府県下の郡の廃止（郡界の変更、郡の分離などを含む。）に係るものである（法律番号順に記載）。

長崎県、新潟県、山口県、和歌山県、福岡県、佐賀県、宮崎県、大阪府、兵庫県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、奈良県、三重県、静岡県、滋賀県、福島県、岩手県、富山県、鳥取県、高根県、熊本県、鹿児島県
 - 8 公布文での件名は「民法中修正ノ件」となっているが、法律番号の次に「民法一編第二編第三編別冊ノ通り定ム」とするほか、「明治二十三年法律第二十八号民法財産編財産取得編債権担保編ハ此法律発布ノ日ヨリ廃止ス」として、実質的には廃止制定となっている。なお、別冊中の目次見出しは題名（民法）と同じ。
 - 9 公布文での件名は「民法中修正ノ件」となっているが、法律番号の次に「民法四編第五編別冊ノ通り定ム」とするなど、上記8と同様であり、第4編の第725条から始まる。
 - 10 明31法21は昭22法195及び同239により改正されているが、その際の同法の表記は、前者では「明治三十一年法律第二十一号（外国人を養子又は入夫となす法律）」、後者では「明治三十一年法律第二十一号（外国人を養子又は入夫となす件）」となっている。また、同法は「国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する法律（昭和25年法律第148号）」で廃止されているが、その際の表記は「明治六年第百三号布告改正法律（明治三十一年法律第二十一号）」となっている。なお、同法の改正対象となった明治6年第103号布告の日本法令索引における表記は、「外国人ト婚姻差許条規ヲ定ム」となっている。
 - 11 明40法45については、その公布文では「刑法改正法律」として刑法（明治13年第36号布告）の全部改正法とされているが、その本則では「刑法別冊ノ通之ヲ定ム」、「明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス」として廃止制定の形となっている。